

議事日程(第4号)

令和2年3月16日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第2号 新温泉町行政組織条例の一部改正について
- 日程第3 議案第3号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第4号 新温泉町ふるさとづくり寄付条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 新温泉町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 新温泉町民バス条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 新温泉町災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 新温泉町和泉谷残土処分場条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 新温泉町営住宅条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 新温泉町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第14 議案第14号 新温泉町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第15 議案第15号 鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について
- 日程第16 議案第16号 町道路線の廃止について
- 日程第17 議案第17号 町道路線の認定について
- 日程第18 議案第18号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
(七釜温泉ゆーらく館)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第2号 新温泉町行政組織条例の一部改正について
- 日程第3 議案第3号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第4号 新温泉町ふるさとづくり寄付条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 新温泉町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 新温泉町民バス条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について

- 日程第8 議案第8号 新温泉町災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 新温泉町和泉谷残土処分場条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 新温泉町営住宅条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 新温泉町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第14 議案第14号 新温泉町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第15 議案第15号 鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について
- 日程第16 議案第16号 町道路線の廃止について
- 日程第17 議案第17号 町道路線の認定について
- 日程第18 議案第18号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
(七釜温泉ゆーらく館)

---

出席議員（16名）

1番 池田宜広君	2番 平澤剛太君
3番 河越忠志君	4番 重本静男君
5番 浜田直子君	6番 森田善幸君
7番 太田昭宏君	8番 竹内敬一郎君
9番 阪本晴良君	10番 岩本修作君
11番 中村茂君	12番 宮本泰男君
13番 中井次郎君	14番 谷口功君
15番 小林俊之君	16番 中井勝君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 仲村祐子君 書記 ..... 東 康次郎君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 西村銀三君 副町長 ..... 田中孝幸君  
 教育長 ..... 西村松代君 温泉総合支所長 ..... 太田信明君  
 牧場公園園長 ..... 藤本喜龍君 総務課長 ..... 井上弘君

企画課長	岩 垣 廣 一君	税務課長	長谷阪 仁 志君
町民安全課長	西 村 徹君	健康福祉課長	中 田 剛 志君
商工観光課長	水 田 賢 治君	農林水産課長	松 岡 清 和君
建設課長	山 本 輝 之君	上下水道課長	北 村 誠君
町参事	土 江 克 彦君	浜坂病院事務長	吉 野 松 樹君
介護老人保健施設ささゆり事務長	宇 野 喜代美君	会計管理者	仲 村 秀 幸君
こども教育課長	長谷阪 治君	生涯教育課長	川 夏 晴 夫君
調整担当	谷 渕 朝 子君	代表監査委員	川 崎 雅 洋君

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第 9 9 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、その結果の報告、提出議案であります条例の制定及び改正などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 皆さん、おはようございます。定例会第 4 日目の開会に当たります、一言御挨拶を申し上げます。休会中には、それぞれの委員会におきまして、課題及び懸案事項への御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策として、町内小・中学校で行っておりました臨時休校につきましては、厳重な対策を行うこととし、本日 1 6 日より再開いたしました。

また、議員各位の御指導、御協力を賜りながら、町民の皆様には予防に対する正しい知識や情報を提供するなどとしております。感染症予防・拡大防止のためには、皆さん一人一人の取り組みが町全体の対策につながりますので、この予防方法の啓発を継続するとともに、感染症が発生した場合の各施設の行動計画を作成するなど、万が一発生した場合は県と連携を図りながら、迅速、的確な対応をとるようにしております。

本日定例会は、条例案 1 1 件、事件案 6 件につきまして、御審議をお願いするところであります。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は 1 6 名で定足数に達しておりますので、

第99回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

---

日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず議長から報告いたします。

去る3月5日の会議以来、それぞれの会合に出席をしておりますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。以上で議長からの報告を終わります。

次に、休会中の所管事務調査として、各常任委員会が開催されておりますので、その状況を委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が3月9日及び10日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

中村委員長。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） おはようございます。

それでは、3月9日、10日開催の総務産建常任委員会の報告をいたします。

今回の委員会は、前回の委員会の状況を考慮し、2日間の予定で招集いたしました。所管事務調査は初日に税務課、牧場公園課、農林水産課、建設課、商工観光課を行い、2日目に企画課、総務課、議会事務局、農林水産課の継続分を行ったところであります。

今回の委員会は、3月定例会の議案に伴う条例案や規則、要綱の案を主に調査したものでございます。各課とも質疑等の内容を中心に報告を申し上げたいと思います。

それでは、委員会資料の順で報告を申し上げます。資料を御準備いただければと思います。

最初に税務課であります。平成31年度、町税等徴集実績を報告いただきました。ほぼ前年並みで推移している状況であります。その他で乗用田植え機の登録申請の口頭報告がありました。2月1日現在250台、予定の8割程度が登録が済んでいるということであります。現在、申告とあわせて広報をしていると、そんな状況でありました。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

次、牧場公園課であります。報告事項は1件であります。但馬牛管理技術習得支援プログラムの事業における要綱の改正がありました。プログラムに使用する研修牛という牛ですが、これは町内の生産者からリースを受け取るものですが、これに施設でできた研修牛を含めていきたいと、そんな内容でありました。

意見がありまして、質疑がありました。同プログラムが終了後、隊員の自立を目指すものであるが、事情により雇用就労、自営、自立じゃなくて、雇用での就農もあり得ると、そういう中で同プログラムを体験した結果において、成績の優劣はあるものの、将来に生かすべきでありまして、という意見によって、要綱中、様式第2号の修正を行ったところであります。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

協議事項は、一般会計補正予算（第6号）でありました。その中で牧場公園費の光熱水費110万円の減が大きいという質問がありました。暖冬ということが第一の理由であるようであります。そのほか異議なしで承認したところであります。

次は、農林水産課であります。協議事項は2件でありました。議案第8号、新温泉町災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正であります。従来の災害復旧事業は40万円以上が補助対象でありました。激甚災害においては、13万から40万円未満の被災も小災害復旧事業として補助対象となると、そういう内容であります。異議なしで承認したところであります。詳細は議案資料を御清覧いただきたいと思います。

次に、議案第19号関係ですが、一般会計補正予算（第6号）であります。林業振興費の負担金補助の減額の理由は、変更については森林管理100%は実績により減額ですということ。混合林については、2カ所の事業申請があったんですが、1カ所のみ採択となった、そういうところから減額となったものであります。

また新規就農の補助の減であります。当初7名のうち、3名が所得増、350万円の増によって対象外になったと、そのための減額であります。

また地籍調査報償費の減のことと、調査対象地の決定についてはという質問でしたが、地籍推進委員はおおむね1地区6名程度であると。現地調査の実績で約100名ということになったことによつての減額であると。また現在の調査地は、池ノ尾線と実施箇所の隣接地に拡大して調査を行っている。国の流れで見直しがなされるが、来年度、令和2年度ですが見直しの予定であると、そういう内容でありました。

農業振興、水産振興の地域おこし協力隊の減の対応はということについては、地産地消と水産物振興で応募が2名あったと。しかし、採用には至らなかったと。夢や魅力づけを含めマッチングに努力を重ねていきたいということでありました。

また、畜産業費補助金2,043万6,000円について、畜産・酪農収益力強化整備と説明にあるということが質問にあり、内容では説明の中で、鴨クラスターという説明があったが内容がわからないということ。また大きな補助金でもあり、丁寧な説明が欲しいという質問がありました。同事業は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業で内容はアイガモの肥育、堆肥舎の施設の建設で対田地区で実施される個人の事業、国の補助を町が受け支払うため、補正計上となったものであると。年末ごろからの動きで国の協議が進み、次年度に繰り越す流れで進んでおると。急な提案になっているが、理解いただきたいという答弁でありました。

これに対して、資料の提出を求めたところであります。時間内に計画書案の一部と思える資料が提出されました。しかし、対田地域及び周辺の状態を想定し、事業計画の経過、施設概要、飼養計画、堆肥化計画、鳥インフルエンザ対策などの質問が集中し、資料の再提出を求めました。翌日の継続調査の中で資料が出されてきたものであります。

この詳しい資料が提出されて、内容がとりあえずは把握できたということがありますが、しかし、根本の住民への影響を払拭できるものではなく、多くの議論の後に、町

長から責任を持って住民説明会などを開催し関係者の理解を求めるよう事業者に要請し実施すると。そういう決意を受けて補正予算を賛成多数、4対1ですが承認したとこであります。事業内容などにつきましては、委員会資料、また追加資料を御清覧いただきたいと思ひます。

次は、建設課であります。報告事項は2件です。主な質疑では、町内の崖地指定場所と対象家屋、また財源、急傾斜地の扱いはという質問がありました。町内の指定場所はホームページ、県が496カ所を公表していると、図面上で見れば266戸の戸数があると。指定地の図面で、温泉地域は昨年、浜坂地域は新年度早々に集落に配布する予定。急傾斜地の事業化のうち、事業完了地は除外されていると。財源は国2分の1、県と町で2分の1で負担するという内容でありました。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思ひます。

協議事項は5件ありました。議案第9号、和泉谷残土処分場条例の制定であります。新残土処分場の完成に伴い、条例、管理規則、条例の施行日を定める規則、管理棟建設工事概要が示されたとこであります。条例施行日は、公布の日から三月を超えない範囲で規則で定めるとのことです。質問の中で、現在までに事故なりは発生したのかということ、許可基準の中で草がないがどうなるのかについて、事故は全くなかったということでありました。また、土砂を想定しており、草、木は許可できるものではないということでありました。施行期日の見込みということ、温泉浜坂残土処理場の条例廃止のこと、それから基金条例の規程についての質問がありました。農地の原状復帰もあり、令和2年度中に廃止したい。条例ですが、基金に積める状況になれば、基金条例を制定したい、工事は4月末ごろ完成予定で、整理準備期間をもって6月1日を目指していきたいと、そういう内容でありました。異議なしで承認したとこであります。詳細は資料を御清覧いただきたいと思ひます。

議案第10号、町営住宅条例の一部改正であります。あわせて議案第11号、新温泉町特定公共賃貸住宅の条例の一部改正もあわせての報告であります。民法の一部を改正する法律の公布に伴い、公営住宅管理標準条例（案）が改正するため、改正されるものあります。敷金なりが家賃に充当できると、そんな内容であったと思うんですが、現在の敷金は家賃の3カ月分をいただいていると、そういう内容がありました。異議なしで承認したとこであります。議案資料を御清覧いただきたいと思ひます。

次に、議案第16号、第17号、町道路線の廃止及び認定についてでございます。大庭地区の戸田のは場整備が完了したため、町道のつけかえを行い機能的な道路網の整理を行うことで、対象は2路線であります。これに対して質問がありました。町道認定の基準はということ、それからは場整備内、農道と町道の整理についてはということ。町道認定については、国県道をつなぐとか、集落間をつなぐとか、公共施設間をつなぐ、また生活道路とか国、県道の廃止路線というものが町道認定の基準になっているということ。合併時から、は場整備内の既設の町道は従前を引き継ぐ方針ということが引き続

いていると、整理についての課題としては認識しているということでありました。異議なしで承認いたしました。詳細は審議資料等御清覧いただきたいと思います。

次に、一般会計補正予算であります。街路事業の10万円の増額は何かということ。物件補償で精度管理業務が発生したことにより必要となった。町の持ち分は2分の1であります。

それから、住宅管理費の簡易診断の実績はということで、当初10戸を想定したが、結果1戸となった、それにより減額となったものであります。異議なしで承認したところであります。

浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算については、異議なしで承認したところであります。

次は、商工観光課であります。報告事項は5件ですが、(2)の移住・定住の推進に関する要項については、8件の関連要項があることを御承知いただきたいと思います。主な質疑の中では、地域おこし協力隊員の委託で会計年度任用職員が派遣されるが、根拠はどこにあるのかと。これについては、職員派遣ではなく委託であるということ、既に12月に設置要綱が改正され、地縁団体への委託に基づき従事させるということが要綱改正で既にされてるということがありました。また、協力隊員の委託で町と委託先の関係において、単なる労働力ではなく将来のあるべき方向で委託先と協議すべき、当初に条件のマッチングを確認し、3者で十分に協議する。それから報酬、手当は直接町が支払う、仕事は委託先の業務を明確にした契約をして行くと、そんなことであります。

協力隊員で道の駅退職者は今後どうなるのかと。現在想定される方ではありますが、本人の都合で別の資格取得を目指すとのことであると。今後、道の駅については委託ということで考えていきたいということでありました。

また、移住・定住策で空き家リフォーム補助金で商品券を提案したがどうかということ。それから、移住・定住コーディネーターは決定しているのか。また、今回の要綱改正等の財源はという質問がありました。

商品券は商工会と検討したが、仕組みとして実施が難しい。それからコーディネーターについては内定している。それから空き家バンクとの連携は無論のこと、財源は一般財源で行うということでありました。

新規要綱などで家賃助成で対象者、満40歳未満とあるが、もっと広げるべきではないかと。ミドル世代も視野に入れるべき。また、不妊治療というような対象もある。家賃助成にインパクトがない、金額的にというような質問がありました。若い子育て世代を狙っており、他町の例も見ながら設定したと。今後さらに考えていきたいと、そういう内容でありました。

コーディネーターの採用基準は、またコーディネーターの身分はどうなるのか、守秘義務などはどうかということがありました。業務に精通し、直接業務ができる人を人選する予定だと。会計年度任用職員ではなく、契約に基づき報奨金として支払う。今回の

コーディネーター、また以前の企業アドバイザーなり業務内容を公式に明確にすべきと、そんな意見もあったとこであります。

体験住宅貸付事業で5万円を2万5,000円に半額にした理由については、運営上から高いとの声もあり、他市町の状況を見て本町が突出しているということから減額したものであると。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

協議事項は2件でありました。公の施設に係る指定管理者の指定であります。七釜温泉ゆーらく館の指定管理期間の満了に伴い、継続して七釜区に指定管理するものであります。期間は令和2年4月1日から令和17年3月31日の15年間の予定であると、そういう内容でありました。

質疑がありました。施設の起債償還は終わっているのか、収支予算書はあるのか、事業の中身がわかればということ、それからコロナの影響はどうかと、また施設の運営協議会はどうなっているのかということがありました。起債償還については、後刻報告するというように言われました。2月実績でコロナの影響は特にはないということ、定期的な運営協議は年2回のペースで行っているということと言われました。異議なしで承認したとこであります。

続いて、一般会計補正予算（第6号）についてであります。商工振興費、役務費、広告料300万円の減額があるがということ。また、委託料1,149万9,000円の減額、地域資源活用促進事業100万円の減額の内容はということがありました。

ふるさと納税制度の改正によって、広告ができなくなったということ。それから、消費税対策分のプレミアム商品券で非課税者分の残額を補正したということ。結果的には、プレミアム商品券42.7%の交付であったということがありました。地域資源については、1件の実績によって減額したものであると、異議なしで承認いたしました。

その他、3月4日現在、コロナウイルスの影響の報告があったと。2月中旬ごろから大手旅館や飲食施設でキャンセルが増加しているとの内容でありました。2月の大規模飲食施設においては、1万7,000人のキャンセルで5,000万円の減額と、そんな事実があるということ。旅館においても、2月半分ぐらいがキャンセルになった、3月についてはもう見込めない状況と、そんな厳しい状況の報告があったところあります。詳細は追加配付資料を御清覧いただきたいと思います。

次は、企画課であります。報告事項は7件でありました。主な質疑では、エネルギー導入促進事業補助金は太陽光のみか。それから、バッテリーの寿命、これについての質問がありました。内容が太陽光のみであると、大体蓄電池は200万円程度するようですし、メーカーでは大体15年ぐらいが耐用年数と、そんな結果でありました。

航空機利用助成金の券種項目の意味がわからない、たくさんの券種、券の種類ですね、というふうに改正したいということでありました。航空機利用者が限定されておると、JR利用も考えてはどうかということの質問がありました。券種についてはチケットに明記されており、利用者の方は理解できるということ。またJRの関係については、そ



それぞれの利用促進組織がありますのでその中で考えてほしいと、そういう内容でありました。

おんせん天国で共通券、温泉共通券の発行があるようです。また、無料デーがある、また、温泉の効能は科学的に証明されてない、過大な健康表記は一考が必要ということの質問がありました。条例改正は、金券タイプを想定して、2,500円分のつづりで2割引、1割は町が負担し、1割は施設が負担するという仕組み。指定管理施設は、管理者の判断で減額については可能ということがあります。そのほか、町の直営施設なるものがありますので、それについては必要な手続は行っていくという内容でありました。また温泉は体によいという範囲で活用していきたいと、そんな内容でありました。

エネルギー導入促進で、町として取り組みが弱いのではということがありました。できるところから向かいたいということ、状況により拡大していきたいという内容でありました。

おんせん天国の仕事と関係課のかかわりはということと、協力隊員3名で店舗運営とあるが、売り上げはどうするのかと、モニターツアーの経費負担はということ。これについては、天国関係の事業は試験事業が主で軌道に乗れば各関係課に引き継いでいきたいと。店舗は地域組織の運営で行い、売り上げは地域組織の団体に入る、地域組織は湯・細田で準備しており、協力隊は委託事業としていきたいと。モニターツアーの滞在経費は町が負担し、財源はおためしサテライトオフィス事業、総務省の事業ですが、これで特交を予定していると、そういう内容でありました。それから、地域おこし企業人の活用の意味がわからない。社員の身分で派遣では事故等の対応には問題ないのかという質問がありました。

温泉の活用は、泉源を大切にしながら進めたいという前提で、温泉の利用効果を示すデータもあり、温泉と運動を組み合わせる健康づくりや体験プログラムを商品化したい、企業人の仕事ですがそういう内容がありました。

また、守秘義務等は協定で定めていきたい。基本的に損害賠償は派遣会社、企業人を派遣した会社のほうの持ち分だと、そういう内容がありました。また、温泉環境大臣賞の内容であります。旅して日本プロジェクトの主催で、温泉地を人気投票がされてるものであります。当地は取り組みの評価で大臣賞となりました。温泉活用した地球温暖化、観光振興が評価されたということでもあります。

また、集落支援員は、人選が難しいと思えるということでした。という中で区長とのかかわりも気になる、じっくり進めるべきではないかという質問がありました。御指摘のとおり、モデルでは地元組織の推薦を受けて人選はしたいと、区長との調整を基本に進めると。じっくり進めたいが、他におくれがみであり無理をせず急ぎたいという内容でありました。

新しい地域コミュニティづくりの概要で、地区、各公民館に支援員を配置するとあるが、1カ所から出向いての方式がよいのではという質問がありました。各地域で選出

する予定で勤務地は当該地の予定ですと。定期的に合同会議をしながら、横の連絡はとりたいたいというような内容でありました。

次に、地域おこし協力隊の委託事業で身分はどうなるのかと。会計年度任用職員を委託するが、条例改正は必要ないのかということですが、現在の身分で従事すると。また、他町の例もあり委託は可能と思えるが、調査は継続して行いたいという状況でありました。関連して派遣協定や委託協定書を仕様として添付してほしいと、そういう意見もつけたところであります。詳しくは委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

次に、協議事項は5件であります。新温泉町町民バス条例の一部改正についてであります。浜坂高校生徒への町民バス通学定期券の購入費支援2分の1、運転免許証自主返納者へのバス運賃の割引、子供料金並みですね。それから、JR-WEST RAIL PASS保持者の運賃の無料、こういう内容であるんですが質疑がありました。

浜高生だけの割引となっているが、問題ないのかということですが、浜坂高校支援として理解いただきたいということでありました。異議なしで承認したところであります。詳細は審議資料を御清覧いただきたいと思います。

次に、辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。奥八田交流施設の整備のため、辺地総合整備計画を策定するものであります。事業費は集会施設3,900万円、期間は平成2年度から3年度、100%起債対応、起債事業であります。特に質疑がなく、異議なしで承認したところであります。委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

次に、過疎地域自立促進計画の変更についてであります。議案第14号になりますか。過疎対策事業推進のため、計画変更を行うものであります。今回の変更の施設区分としては、観光レクリエーション、林道、消防施設、集会施設で変更が生じたということでありました。事業箇所等については、審議資料を御清覧いただきたいと思います。質疑がありました。釜屋漁港の防波堤改修が急がれるが、どうするのかということですが、老朽化が激しいが事業費等計画が明確になっていないということから、今回の変更に上げてないと。方向が出次第、過疎なりで対応していきたいということでありました。

それから、令和2年度に浜坂駅前の整備検討ということがあるが、実施時期が違うのではないかと。これは今回の変更の部分については、商工会館裏の駐車場と下水道接続に係るものであって駅前とはまた別のものであると、そういう内容でありました。

それから、議案第15号ですが、鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更についてであります。連携中枢都市圏に香美町が加入することになり、協約の変更が生じたための変更ということでありました。異議なしで承認したところであります。詳細は審議資料等を御清覧いただきたいと思います。

続いて、一般会計補正予算(第6号)であります。企画費の部分、起業支援200万円の減額はということがありました。3名分の予算でありまして、卒業2名のうち1名がこの起業支援を利用すると、そういう部分では残額を減額したということでありました。

諸費72万6,000円の減についてはということですが、地域振興事業で除雪機65

万円が見送りになったと。そういうところから減額したところであります。異議なしで承認いたしましたところであります。

その他、協力隊の活動報告や体験発表の機会を要望してきたが実施できていない、募集しても応募がない状態で放置されているような状況が見受けられると。これについて、来年度から委託方式を考えておると。月に1度は委託の状況を聞き取りするような機会をつくりたいと。また、卒業時には体験発表の機会を考えていきたい。募集に関し、マッチングの費用200万円もできた、今後とも努力していきたいという内容でありました。

また、口頭でしたが、特急バス大阪線で阪急バスが撤退したということがあります。全但が後継ぐと、そういう報告もあったところであります。

総務課です。報告事項8件でありました。主な質疑は、4月1日正規職員の数は何人かということ、障がい者雇用率は達成しているのかの質問がありました。一般職、常勤職員266人、障がい者雇用率の目標2.5%に対して、2.92%で達成しているという内容でありました。

また、コロナウイルスのイベント中止、3月26日以降はどうなるのかということに対して、資料で出ていたものの、記載は本部会議で各課の報告からまとめたものであると。以降の状況は現時点では不明としながら、最近のニュースでは継続するような雰囲気であります。

次に、会計年度任用職員の募集で8名が不足だが職種は。また、採用の継続割合は同一職場で正規と同一職の場合の給与決定についてはどうかということがありました。

不足しているのは、児童クラブの支援員、ささゆり看護師、介護職の5種職であると。大半が継続という状況だが、新規の方もあると。正規職員と会計年度任用職員の職責等基本が違う、給与決定には正職の給与を見ての判断もあるということでありました。個々ではなく客観的に職種ごとに基準を設けておると、募集要項でも示しているところであると、そんな答弁でありました。

正規職員で採用後の辞退者はということがありました。試験時、併願も把握しているところであるが、今回は1名が辞退したと、そんなことがあり追加で募集したという現実があるようであります。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

協議事項は5件でありました。町行政組織条例の一部改正、議案第2号であるんですが、これについては、この条例に病院及び介護老人保健施設を追加するために所要の改正を行うものであると、異議なしで承認したところであります。審議資料等を御清覧いただきたいと思います。

次、議案第3号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。人事交流等による派遣される職員の受け入れを行うためであると。具体的には、教育委員会に関係する内容であるということでありました。派遣期間の質問がありましたが、未定との回答でありました。異議なく承認したところであります。

続いて、議案第4号、新温泉町ふるさとづくり寄付条例の一部改正についてであります。同寄附金をより効果的に活用するため、事業区分を開設するものであります。これについては、12月議会からかけて議論してきたものであります。

質問がありました。住民の福祉とあるが、地方自治法の福祉でいけば、行政全体を指す、表現はこれでよいのかという質問がありました。総合計画6施策に合致する形で事業区分を定めた。語句については通常の捉え方で理解してほしい、そういうふうな内容でありました。採決の結果、4対1、賛成多数で可決となったところであります。詳細は審議資料等を御清覧いただきたいと思っております。

次に、議案第5号関係、新温泉町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてですが、情報通信技術の活用による行政手続等における、長い法律名だったんですが、法律（令和元年法律第16号）の一部改正によって、所要の改正を行うものであります。異議なしで承認したところであります。詳細は審議資料を御清覧いただきたいと思っております。

議案第19号関係、一般会計補正予算であります。質疑がありました。一般管理費の退職手当負担金1,733万2,000円は当初で計上できないものかと。に対して、定年予定者で計上できるが、途中の異動もあるため確定する年度末に補正しているということでありました。他の会計でも同様に計上していると、そういう内容でありました。異議なしで承認したところであります。

議会事務局については、一般会計補正予算（第6号）についてでしたが、異議なしで承認したところであります。

最後に付託案件ではないんですが、本議会提出予定の新型コロナウイルス対策への意見書について、議論を行いました。意見書案の提出は異議はないが、細かく書き過ぎということ。また、幅広い意見となる内容にすべきではと。また、地域事情に沿った内容等であるべきというような意見があったところであり、再調整することとなっております。また、民生教育常任委員会に関する部分もありますので、その中からの意見も求めることとなったものであります。

また、閉会中の継続調査につきましては、10項目議長に提出することといたしました。

大変、以上、長くなりましたが、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 総務産建常任委員長報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、これをもって質疑を終わります。

中村委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が3月12日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

宮本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） 失礼いたします。ただいまから、民生教育常任委員会の報告をさせていただきます。

新温泉町会議規則第76条の規定に基づき、報告をさせていただきます。

開催日時は3月12日に行いました。

所管事務調査は6課、こども教育課、生涯教育課、町民安全課、健康福祉課、上下水道課、公立浜坂病院です。今回の調査内容は、各課とも報告事項と協議事項について調査いたしました。各課の事務調査内容につきまして、順次報告いたします。

まず、町民安全課であります。報告事項6件ありました。お手元の委員会資料をお目通しください。

そのうち1点目、廃棄物関連各種計画の進捗状況について、詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、新温泉町生ごみ自家処理機購入費補助金交付要綱の一部改正についてであります。これは附則第2項中の平成32年3月31日を令和3年3月31日に改めるとの報告がありました。

次に、防災関係報告がありました。これは新温泉町防災会議が2月25日に行われたということで、協議内容としては、地域防災計画の見直しについて報告がありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、4件目の新温泉町高齢者運転免許証自主返納支援補助金交付要綱の一部改正が取り上げられております。これは道路交通法改正に伴う改正であります。条文中の3号を4号とする、第2号に1号加える。免許失効、道路交通法第105条の規定により、免許の交付を受けた者が免許証の更新を受けなかったときに、その効力を失うことをいう、という一言を入れるということと、第3条中の返納の次に免許失効を加えると改正するとの報告がありました。

6件の報告がありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項は1件ございました。令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）についてで、つきましては、委員会として了承しました。

次に、こども教育課です。報告事項4件ありました。このうち重要なものを報告いたします。

小・中学校のICT環境整備について説明がありました。本町の環境整備や校内LANの整備、電源キャビネット整備、児童・生徒にPC端末を整備すると、取り組むという説明がありました。

質疑がありまして、ICT遠隔授業実施校はあるかということにつきまして、答弁として照来小学校であるということを報告を受けております。

その他の詳細につきましては、委員会資料を御清覧ください。

次に、第2期新温泉町子ども・子育て支援事業計画について説明がありました。少子化に歯どめをかけ、次代の社会を担う子供を健やかに育て、環境整備を図るために、本

町は平成25年に新温泉町子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援を推進してきたところであります。第1期計画は、令和元年度末で終了することから、第1期計画の取り組みでの成果と課題、子ども・子育て支援に関するニーズを踏まえて、第2期新温泉町子ども・子育て支援事業を計画、策定するものであるという説明を受けました。詳細につきましては、委員会資料を御清覧ください。

次に、浜坂認定こども園の整備について、これは資料なしで口頭説明がありました。

質疑がありました。新候補地の検討はしているかという質疑に対しまして、答弁として、これまでの候補地だけではなく別の場所を含めた土地の検討を進めている。議会の団体意思を重く受けとめている。一方で、検討委員会の結論、住民アンケート、住民の要望書も大切な意見です。さまざまな角度で検討し、5月以降に提案したいとの説明を受けました。

次に、協議事項2件ありました。1件目は条例の一部改正ですが、新温泉町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正です。改正理由は、新温泉町の子ども・子育て支援施策の一環として、特定教育、保育施設等を利用する1号、2号認定子供の給食費を無償とするため、所要の改正をするものということであります。

これに質疑がありました。ゼロ歳～2歳児の教育費の支援が必要ではないか。また無償化することで女性が働きやすくなるので、検討してはどうかという質疑に対しまして、答弁として、国がゼロ歳～2歳児、教育費無料化に着手すると思う。今後、検討するとの答弁がありました。委員会として了承しました。

次に、2件目、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）についてであります。これにつきましても、委員会として了承しました。

次に、生涯教育課でございます。報告事項3件ありました。そのうち、文化体育館夢ホール耐震補強及び大規模改修工事の進捗状況と、コミュニティ・スクールについてである。コミュニティ・スクールとはということで、大変長い資料で説明がありましたが、皆さんわかりにくいと思います。十分これ資料を目通ししていただきたいと思います。これは、私がちよっと資料だけ見て判断したんですけど、コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校をいうとのことで、コミュニティ・スクールには3つの機能があると。校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。学校運営について、教育委員会、校長に意見を述べることができる。教職員の任用に対して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができるというような機能があるというように資料にはあります。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、第3次新温泉町人権施策推進計画（案）について報告がありました。本計画は人権教育を基盤とした人権のまちづくりの視点で、有機的かつ計画的に推進する目的であり、計画期間は令和2年から6年ということの報告を受けております。詳細につきましては、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は1件ありました。令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について、これも委員会として了承しました。

次に、健康福祉課です。報告事項は6件ありました。そのうち、新温泉町のこども医療費助成事業実施要綱の一部改正について、一部改正の理由としまして、少子化対策として子供医療費の助成事業の対象を高校生まで拡大するため、所要の改正を行うものとするという説明はありました。

次に、新温泉町高齢者重度障害者医療費助成事業実施要綱の一部改正です。この理由は、地方税法等一部改正する法律が公布されたことにより、所要の改正を行うものであるという報告を受けております。

次に、新温泉町国民健康保険データヘルス計画について、これも大変多くの資料でありまして、十分皆さんのお手元の資料を御清覧いただきたいと思います。

計画期間は令和元年度から5年間ということであるそうです。

また、次に、要綱の一部改正ですが、新温泉町緊急通報システム事業運営要綱の一部改正についてです。この緊急通報システム事業を委託できるようにするための改正で、香美町と2町でプロポーザルを実施して委託する予定とのことです。

次に、障がい者グループホーム建築、運営事業者の募集についてでありました。募集要項概要が示されまして、令和2年4月に募集を開始し、令和3年4月の開設を目指しているとのことです。以上、6件の報告事項がありました。その他詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は4件あります。1件目、新温泉町福祉医療助成の一部改正についてです。改正理由は地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであるということです。

2件目、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）についてです。

3件目、令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について。また4件目、令和元年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。いずれも委員会として了承しました。

次に、上下水道課です。報告事項はなかったです。協議事項3件、今定例会に提出されます。

1件目、令和元年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）、2件目、令和元年度新温泉町水道事業会計補正予算（第4号）、3件目、令和元年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第3号）について、いずれも委員会として了承しました。

次に、公立浜坂病院です。報告事項は4件ありました。

1件目、新温泉町介護老人保健施設の管理運営規則の一部改正についてです。これはささゆりの関係であります。第4条中、部門を係に改めるという改正であります。

2件目は、病院新改革プランの進捗状況について説明を受けております。医療機能、経営資料、数値目標に沿って説明を受けております。医師数が7名のところ、5名とい

う現状であります。入院数も45名が33名、外来で135名が91.5名というような内容であります。詳細は資料を御清覧ください。

質疑がありました。整形外科医師は非常勤医師で対応しているが、経営改善は困難ではないかという質疑に対しまして、答弁として、現在非常勤医師2名、鳥取市立病院から1名、ほか1名、2名体制であるが、診療日数をふやしていただくように話しているとの答弁でありました。

3件目、令和元年度の診療体制については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項1点、今定例会に提出される令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第4号）の1件であります。委員会として了承しました。

最後に、その他案件は3件ありました。意見書についてであります。取り扱いについてであります。新型コロナウイルス対策への意見書の提出について協議しました。この意見書は総務産建常任委員会で協議されましたが、当委員会にも関係があるということで委員の意見を聞きました。賛成者として河越副委員長に決定しました。

次に、要望書についてです。新温泉町立浜坂認定こども園早期整備についての要望書についてです。要望書の写しを配付し、委員から要望書に対する意見や取り扱いについて意見を聞きました。

3点目、次に、閉会中の継続調査について協議しました。8項目について、議長に申し出ることにしました。

以上、民生教育常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 民生教育常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑ないようです。これをもって、質疑を終わります。

宮本委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が3月5日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

阪本委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（阪本 晴良君） それでは、議会広報調査特別委員会について報告をいたします。

去る3月5日、全員協議会終了後に委員会を開催し、4月23日木曜日に発行予定の議会だより第58号の編集方針について協議をいたしました。今回は28ページ立てで予定をいたしております。原稿依頼は3月23日の予定でございます。締め切りは3月27日といたします。よろしくお願ひいたします。毎回、同じことでございますけれども、一般質問の記事につきましては、お配りする原稿データを利用してください。各ページに写真を1点掲載しますので、写真データをお持ちの方は原稿と一緒に提出をお願いいたします。写真データのない方は委員会にて準備いたしますので、原稿に希望する



内容、テーマを記載してください。その際、写真のコメントについては記事内容を補完する意味でもありますので、必ず添えていただきますようよろしくお願いいたします。

また、前回お願いいたしましたように、一般質問の文字数につきましては800文字程度でお願いいたします。行間を広げて見やすい紙面づくりを目指したいと思っておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

次に、議会未来会議から、昨年視察いたしました長野県飯綱町の一般質問に係る町長の答弁の中の検討するということの事例について、このたび一定の方向が出たということでございます。関係された方には敬意を表します。つきましては、当委員会で今後の具体的な方法について協議検討していくことといたしましたので、お伝えを申し上げます。

以上、報告といたします。

○議長（中井 勝君） 以上で、諸報告を終わります。

---

## 日程第2 議案第2号

○議長（中井 勝君） 日程第2、議案第2号、新温泉町行政組織条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町行政組織条例に病院及び介護老人保健施設を追加するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 失礼いたします。議案第2号の新温泉町行政組織条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしまして、昨年御指摘をいただいております行政組織に関する例規につきまして、このたび公立浜坂病院及び介護老人保健施設を追加し、整理するために所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料の14ページをごらんください。病院及び介護老人保健施設に係る新温泉町行政組織条例等の一部改正案についてというものでございます。

2の改正概要をごらんください。原因は定かではございませんけれども、現在、行政組織条例には、病院、それから介護老人保健施設が含まれておりません。今回の改正では、条例第1条に病院及び介護老人保健施設を追加し、第12条に病院の事務、第13条に介護老人保健施設の事務を規定し、それぞれ事務の内容を明らかにすることとしております。

また、(2)の行政組織規則の一部改正では、第2条の表に病院及び介護老人保健施設の組織を追加いたします。また、事務分掌を定めました第3条別表に病院及び介護老人保

健施設の事務分掌を追加いたします。そして第6条、職の設置、第7条、職務に院長、施設長及び事務長を追加いたします。

また、(3)として、このたびの行政組織規則の一部改正に伴いまして、介護老人保健施設管理運営規則の一部改正を行って、第4条中、管理部門、療養部門を現行に合った形で管理係、療養係に改めます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、行政組織条例の新旧対照表をつけております。左側が現行、右側が改正案でございます。まず第1条で、病院及び介護老人保健施設を追加いたします。第12条では病院の事務、第13条では介護老人保健施設の事務を規定し、それぞれ事務の内容を明らかにしております。

7ページをごらんください。行政組織規則の一部改正では、第2条の表に病院及び介護老人保健施設の組織を追加いたします。また第6条の職の設置、第7条の職務に院長、施設長及び事務長を追加いたします。

めくっていただきまして、事務分掌を定めた別表第3条関係に、病院及び介護老人保健施設の事務分掌を追加いたします。

それでは、条例本文の附則に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第3号

○議長（中井 勝君） 日程第3、議案第3号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、人事交流等により派遣される職員を受け入れるため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第3号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしまして、人事交流等により派遣される職員の給与が、新温泉町の規定を超えるケースが想定されることから、最高号給を超える昇給の規定を設けるものでございます。また、これに伴う規則改正とあわせて、住居手当の支給対象となる家賃の見直し、住居手当の経過措置が終了する令和3年4月1日時点で、改めて住居手当に係る届け出を不要とする届け出の特例の追加、教育委員会の事務部局に課参事を追加、管理職手当の支給範囲の変更、時間外勤務命令簿の様式の見直しに係る規則改正をあわせて行うものでございます。

説明の都合上、審議資料の15ページをごらんください。職員の給与に関する条例の新旧対照表をつけております。左側が現行、右側が改正案でございます。改正案で第11条第4項に、人事交流等により引き続いて職員となった職員で、町長の承認を受けた者については、その属する職務の級における最高の号給を超えて、規則の定めるところにより昇給させることができるというただし書きの追加をお願いするものでございます。

19ページをごらんください。規則の新旧対照表をつけております。最高号給を超える昇給ということで、第29条の2を追加します。昇給の方法につきましては、職務の級の最高の号給、または最高の号給を超える給料月額を受ける職員が、その現に受ける号給または給料月額を受けるに至ったときから12カ月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級の最高の号給とその4号下位の号給との差額をその者の現に受ける号給または給料月額に加えた額に昇給することができるとしております。

例でございますけれども、例えばその者を号給の最高号給に格付をした場合、号給の最高号給は93号給でございます。その4号下位の、下位といえは89号給になりますけれども、93号給と89号給の差は1,000円でございます。12カ月を良好な成績で勤務した場合は、5級の最高号給を超えて97号給、最高が93号給ですので、4号加えまして97号給に昇給し、額といたしましては1,000円を増額するというようなことになります。

次に、第46条の3では、住居手当の支給対象となる家賃を1万2,000円から1万6,000円に引き上げることに伴いまして、権衡職員についても同様に、対象となる家賃額を引き上げるものでございます。ここでいう権衡職員とは、単身赴任手当を支給される配偶者のいない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借り受け、家賃を支払っている職員をいいます。

次に、第52条の2は、住居手当の経過措置が終了する令和3年4月1日時点で、改めて住居手当に係る届け出を不要とする特例を追加するものでございます。

めくっていただきまして、別表第1は、教育委員会の事務局に課参事を追加するもの、それから別表第10は、来年度から職員配置の関係で副園長の配置が困難でございます。また近隣の状況を勘案いたしまして、管理職手当の支給範囲や額を変更するものでございます。

めくっていただきまして、様式で文字が非常に小さくて申しわけございません。様式第6号は、時間外勤務手当の命令簿の様式でございます。平成の元号を削除、それから勤務時間の区分の並びかえなどの見直しを行うものでございます。

それでは、条例本文の附則に戻っていただきまして、附則、この条例は令和2年4月1日から施行するというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時25分再開

○議長（中井 勝君） それでは再開します。

#### 日程第4 議案第4号

○議長（中井 勝君） 日程第4、議案第4号、新温泉町ふるさとづくり寄付条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、ふるさとづくり寄付金のより効果的な活用を図るとともに、金融機関等の保険事故に対応するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第4号、新温泉町ふるさとづくり寄付条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしまして、2月の臨時会において議案の撤回の御許可をいただいた新温泉町ふるさとづくり寄付条例につきまして、改正内容を見直して、再度御提出させていただくものでございます。

説明の都合上、審議資料の28ページをごらんください。現行のふるさとづくり寄付条例の事業区分と第2次総合計画で定めておりますまちづくりの基本方針とその施策の関係を記載しております。現行の事業区分では、(3)のみんなで支えあう絆のあるまち、(4)安全で住みやすい環境の整ったまち、(6)住民と行政が夢をふくらませるまちの区分へのふるさとづくり基金の充当が困難でございます。

29ページをごらんください。今回、下線部のとおり改正させていただくことによりまして、まちづくりのための施策全般に基金を充当できるように考えております。

23ページに戻っていただきまして、条例の新旧対照表をつけております。まず第2条では、第2号で住民の福祉を追加、それから、第5号で安心安全で住みやすい環境づくりに関する事業、第6号で雇用創出・交流の促進に関する事業、第7号でその他まちの活性化に関する事業を追加したいと思います。第7条では、金融機関等の保険事故に対応するよう相殺のための取り崩しについても規定をさせていただきました。

27ページをごらんください。今説明をさせていただきました内容について、様式に反映させるために様式の改正を上げております。

それでは、条例本文の附則に戻っていただきまして、附則、この条例は令和2年4月1日から施行するというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） もともとの寄附申込書、審議資料の26ページにも書かれてる、それぞれの寄附口数が5,000円という格好で定義をされています。実質的に返礼を求めないということを考えた場合に、5,000円である必要は全くないのではないかとも思いますし、また、以前も数年にわたって提案させていただいているような、要はもっと活用するだけではなくて、もっと支援しやすい、支援意欲を高めるといった意味での活用として、さらに進化させるようなことはできないのかということについて検討されたかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） まず、寄附の口数の5,000円でございますけども、返礼

を求めない場合には必要ないかと思いますが、現在返礼を求めるものが多数でございますので、ここの金額は必要だと考えております。

また、それぞれの、議員御指摘でございましたそれぞれの地域とか、そういう部分を応援するということにつきましては、従来どおり、今回条例を改正させていただいて、寄附を使ってできる施策を広げることによりまして、寄附を十分有効に活用させていただきたい。また、その活用方法につきましては、国県の施策の継ぎ足し分であるとか、町の事業の継ぎ足し、そのあたりに寄附が充当できるということで、地域の振興にも寄与できると考えております。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 今説明いただいた中での返礼を求めるということの中で、5,000円必要だということでは、それについて異議は全くないわけですがけれども、返礼を求めない場合についての部分もあっていいのではないかと。そうすると、ここの部分での返礼を求めない場合の項目が、今回どうかということではないですがけれども、返礼を求めない場合は、幾らでもいいんじゃないかと考えますので、ここの一口ではない、その他の規定ということが想定できるのではないかとということ。

それとあわせて、今説明いただいた活用という面では、今答弁されたとおりだとは思いますがけれども、そうではなくて、支援しやすい、支援意欲を高めるという面ではまだまだ足りない、もっと進化できる道があるのではないかと。それは、既に数年にわたって提案させていただいていますけれども、それについて検討はされてないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） まず、返礼を求めない寄附については、今後検討していく必要があるかと思えます。それから、地域なり応援していくという部分につきましては、制度という部分で見直していくということと、それとは別に、どのようにふるさとを応援していきたい、ふるさとを応援してほしいということを見せていくかということもあわせて重要だと思えます。そのあたりで、今回条例を改正させていただく中で、ホームページであったり、そういう媒体を通じて、皆さんに寄附していただけるようなPRの仕方、そういうものを考えていきたいと思えます。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） そういった意欲を持っていただいてどんな可能性があるのか、今回も予定額、かなり高いところに設定されたということではあるんですけども、最終的には減額の補正をされるような形になったと思うんですけども、小さな町であっても、いろんな工夫の中で多額のふるさと納税を得ておられた自治体も実際にあります。単に返礼品での競うことではなくて、まちづくりの面でのこの町を応援してもらうという意味、そういったことに進化できることが我が町の地域振興であったり、やる気が起こる、また楽しい町につながるのだと思えますので、さらに検討を進めていた

だきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 河越議員にはいつもいい御提案をいただいております。少しずつ充実を図っていきたい、そのように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

最初に、本案に対し、反対者の発言を許可します。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 議案第4号、新温泉町ふるさとづくり寄付条例の一部改正について反対討論を行います。

現在ふるさと寄附金の利用は、新温泉町基本計画の事業区分4分野の事業に限定をしております。これをより効果的な活用を図るとして、町政全般となる6分野に対応できるように拡大しようとするものであります。ふるさと納税制度によるふるさとづくり寄附とは、多くは都市の住民が減税と特産物を目当てに寄附をしています。それゆえに自治体間の矛盾が顕著になってきています。制度そのものの持続性に疑問が生じています。この不安定な財源を狭義の福祉分野などに使うことで、後々町財政に混乱が生ずるおそれが予想されます。よって、この条例改正に反対するものであります。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 失礼いたします。ふるさと納税そのものの制度については、多くの批判もあることは承知しています。その中で、総務省のこのふるさと納税を創設した目的として、各自治体が工夫をしてよと、その道をつくったものだと思っています。本来、国が地方交付税を十分に交付できれば、私たちの町であったり地方の町は、それなりにさまざまな施策が打てたと思います。しかし、国の現在の財政状況も、今の医療保険、あるいは介護保険等の分野でも非常に厳しい状況があります。その中で、平等を保つ、その上で地方にやる気を出す、そのための制度だと私は認識しています。これはいい制度と言えないかもしれません。しかし、私たちの町はそうは言っていない状況があると理解しています。その中で、制度を十分に理解し有効に活用すること、それが私たちに求められているのではないかと、そんな思いですとこの制度について思いをはせてきました。そして提案もしてきました。今回の改正は、その少しでも前に進めようという本町の思いが出たものだと、ある意味で少し評価をしたいと思います。そんな意味で、少し進んだこの改正案をぜひ成立させたい、そんな思いでここに思わず手を挙げて立たせていただきました。ぜひ皆さんの御賛同をいただき、成立させていた

だきたいと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、14名であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第5 議案第5号

○議長（中井 勝君） 日程第5、議案第5号、新温泉町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第5号、新温泉町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしまして、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を目的といたしまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、非常に長いですが、通称デジタル手続法というようがございます、これが公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料の31ページをごらんください。デジタル手続法の公布によりまして、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の名称が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められまして、固定資産評価審査委員会条例の根拠となっております電子情報処理組織による申請等を定める条項も第3条から第6条に条ずれをいたしました。

これに伴いまして、1ページ戻って、30ページでございます。固定資産評価審査委



員会条例の新旧対照表のとおり、根拠となる法律名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に変わり、引用条項も第3条から第6条に改正をお願いするものでございます。

それでは、条例本文の附則に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ありませんね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第6号

○議長（中井 勝君） 日程第6、議案第6号、新温泉町民バス条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町民バスの普通旅客運賃及び定期旅客運賃に新たな運賃区分を設定するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、企画課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） それでは、新温泉町民バス条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

説明の都合上、審議資料をごらんいただきたいと思っております。32ページから34ページにかけて資料をつけさせていただいておりますけれども、34ページからごらんいただきたいと思っております。町民バスの普通旅客運賃及び定期旅客運賃の新たな運賃区分の設定についてということで記載をさせていただいております。地域住民の生活に必要な移動手段を継続的に持続確保するため、引き続き町民バスの運行を行うとともに、今後のバス利用者の増加を図るため、令和2年度から福祉、観光、学校施設等と連携した

利用促進として、町民バスの普通旅客運賃及び定期旅客運賃に新たな運賃区分を設定するものでございます。

新たな運賃区分の設定といたしまして、1つ目に、運転免許証自主返納者等を対象とした運賃でございます。高齢者の運転免許証の自主返納が増加する中、交通手段を持たなくなった方の移動支援をするため、運転免許証自主返納者等の町民バス運賃を減額、小人の額を適用するものでございます。例といたしまして、大人の普通旅客運賃300円の区間の場合、運賃は150円となります。大人の普通旅客運賃250円区間の場合、運賃は100円となるということでございます。ちなみに身体障害者手帳、療育手帳等を所持する方と同じ割引率となっております。

次、2番目でございますけれども、訪日外国人旅行者を対象とした運賃でございます。訪日外国人旅行者の町内周遊を支援し、インバウンド対策の充実を図るため、西日本旅客鉄道株式会社が発行するJR-WEST RAIL PASSを提示する方につきまして、町民バス運賃を無料とするものでございます。

JR-WEST RAIL PASSとはということで、記載させていただいております。日本を訪れる外国人旅行者向けにJR西日本が発行する乗り放題切符のことで、各エリアに応じた商品が提供されております。乗り放題の範囲には、JR西日本が運行する新幹線や特急列車、普通列車などが含まれるものでございます。

次に、3番目に、兵庫県立浜坂高等学校の生徒を対象にした運賃でございます。町内で唯一の高等学校である浜坂高校を支援し、浜坂高校進学希望者の増加を図るため、浜坂高校生徒の町民バス通学定期券購入に係る費用を減額、半額とするものでございます。例といたしまして、大人の普通旅客運賃300円の区間の場合、6カ月の通学定期券4万2,770円が2万1,390円、3カ月の通学定期券2万2,570円が1万1,290円となるものでございます。

返っていただきまして、審議資料の32ページをごらんいただきたいと思っております。新旧対照表といたしまして、現行と改正案を記載させていただいております。先ほどの3つの改正の内容よりほかに1番目に5条の第4項といたしまして、大人、小人の欄に中学生以下、小学生以下を加えるというものをあわせて今回の改正とさせていただきます。5条の2項、3項、4項に同じような表がございますけれども、4項の表だけこの括弧書きが記載されていないということから、あわせて改正をさせていただくものでございます。

5項の追加項目でございますけれども、道路交通法第104条の4第5項に定める運転経歴書を所持し、提示する者の普通旅客運賃は第1項に定める小人の額を適用するというので、先ほどの運転免許証自主返納者等の項目でございます。

6項の追加でございますけれども、西日本旅客鉄道株式会社が発行するJR-WEST RAIL PASSを所持し、提示する者の普通旅客運賃は無料とするものでございます。

別表第4の通学定期券の表の欄の一番下に、備考といたしまして、兵庫県立浜坂高等学校に通学する生徒が通学定期券を購入する場合は、その額に2分の1を乗じて得た額とするを追加記載するものでございます。

条例本文に返っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するということでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、太田昭宏君。

○議員（7番 太田 昭宏君） 何点かお伺いします。まず、免許証自主返納者等の部分で、例えばもともと免許を持ってない高齢者の方はこれに含まれないかどうかというのが1点。

それから、浜坂高校の生徒に対する補助というのは、これはとてもいいと思うんですが、例えば但馬農高とか豊総、豊高、香住、いずれも、例えば但馬農高であれば、この町内の基幹産業を支える子も卒業しています。香住にしてもそうですし、そういう生徒に対する支援みたいなことは考えてないのかと、以上です。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 1つ目の運転免許証自主返納者等ということの中に、もともと免許証を持ってない方という御質問でございますけれども、もともと免許証を持ってられない方はこの運転経歴書の発行ができないということになりますので、今回の対象からは対象となりません。運転経歴書を所持するという意味におきまして、自主的に運転免許証を返納された方、または、そうでなくて返納ではないけれども自動的に失効された方、こういった方につきましても失効の証明書が警察から出ますので、あわせて運転経歴証明書が出るということになりますので、このたびの改正につきましてもそういった方のみの対象となります。

2つ目に、浜高生の関係でございます。このたび浜坂高等学校の支援という立場で、町民バスという限られたエリアの中の提案でございます。委員会の御質問の中でもございましたけれども、その他の高校の方も町内にはいらっしゃいます。そういったことにつきましても、もっと幅広く、子育て支援等の観点から今後検討すべき課題と考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 7番、太田昭宏君。

○議員（7番 太田 昭宏君） この自主返納というのはどれくらいさかのぼって、例えば3年前、4年前に返納された方も可能かどうかというのが1点。

それから、先ほどありましたほかの高校についても、例えば香住高校であれば漁業を支える上で非常に大事ですし、豊総にしても電気とか土木とか科を持っています。広い意味で、本町の子供たちを育てる意味で、ぜひそれは検討していただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 返納者でございますけれども、警察のほうの手續として、5年さかのぼれると聞いております。

あと、他校の生徒に対する支援でございますけれども、それにつきましては、町全体としての考え方を整理して、子育て支援等の観点から調整する必要があると考えておりますので、今後の検討課題と考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 今回の改正の中に、西日本旅客鉄道株式会社が発行するJR-WEST RAIL PASSについての優遇が入ってるわけですがけれども、これはJR西日本と何らかの協議をされたのかということがまず1つ。

それと、JR西日本にあるぐらいですから東日本にもあるのではないかなと考えたりするんですけども、それについては、今回表現としてないわけですが、現実的にあるのかなのか、わかるかどうかわかりませんが。それと、もしもあった場合に、それについては配慮しないのかどうかについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） JR協議はどうかということでございます。もちろんJR協議はいたしております。

まず、第1点といたしまして、こういうことをしてもよいかということの協議はさせていただきます。今の観点からいきますと、JRのWEST RAIL PASSを利用してインバウンドを進めるという町側の立場でございます。これによりまして、一定の利用者がある外国人向けのサイトがあるようでございます。特にJRレールパスを利用される方に対するサイトでございますけれども、こういったところへ、湯村温泉の業者さんがそのまま来れますというような宣伝が打てるということになります。ただ、協議といたしましては、今現在まださらに進めておりまして、別の観点でございますけれども、湯村温泉という観光地を利用してJR利用、要は浜坂駅利用を図るということでJRと協議をしております。そういった観点から、何とかJRと新温泉町で協定を結んで、JRの切符の中にそういったものが取り込めないかという協議をしております。ただ、それにつきましては、まず1つが、こういう取り組みが継続的なものかということのJRのお話がございますので、こちらとしては条例改正を行って、すぐに1カ月でやめる、2カ月でやめるものではないという説明を申し上げます。その後はJRさんのほうの内容となりますので、協議は引き続き行っていきたいと考えております。

次に、東日本はどうかということでございますけれども、もちろんいろんな形で実際でございます。ただ、東日本のレールパスは浜坂駅で使えませんので、あくまでこの浜坂駅を利用できる西日本のレールパスが対象になるということで、あえてJR西日本

のレールパスということで表示をさせていただいております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 今の説明いただくのが、本当は最初に聞かせていただくと、ああ、目的がしっかりしているなというふうに思われたんで、本来だったら最初に説明いただきたかったなということを思いました。

それで、実際にJRとの連携ということの中で、新温泉町の振興を図るということの意味では、逆にもう一つ東日本のパスが浜坂を利用できるようなという協議もされてはどうかと思いますし、さらにいろんなことの中で諸寄の駅の件もありますし、そんないろんなことの中で、ぜひJR西日本あるいは東日本とのいろんな連携等も模索しながら、このパスの利用であったり振興に、検討なり工夫を重ねていただきたいと思いますので、協議のほう、ぜひ有意義な協議にしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 東日本のパスでございますけれども、あくまで東日本は東日本エリアの中の利用のパスでございますので、当然ここ関西のほうに来られる方は、そこのエリアの列車を使うという意味で、東日本のパスを持っている持っていないにかかわらず西日本のレールパスを買わないと利用ができませんので、あくまでJR西日本のレールパスというお話でございます。

JR協議でございますけれども、先ほど言いましたように、JR利用を進めるという観点から、お互いに連携を図っていききたいということで協議をしております。とても相手方も前向きな姿勢で臨んでいただいておりますので、こういった協議をこれからも続けていまして、ほかの協議でもつなげていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 東日本の件については私の不理解で、大変よくわかりました。ぜひ進めてやってください。

○議長（中井 勝君） 答弁いいですね。

そのほか。

10番、岩本修作君。

○議員（10番 岩本 修作君） 1点だけ。浜坂高等学校の生徒を対象にした運賃の中で、これは定期券を購入に係る費用を減額となっておりますが、それ以外の回数券とかその都度支払う運賃に対しては対象ではないのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 今回改正をさせていただくのは、あくまで定期券のみでございます。今後、いろんな観点からいろんな意見もいただいておりますので、実施をしていながらいろんな必要な検討を加えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 10番、岩本修作君。

○議員（10番 岩本 修作君） やっぱりみんなが定期券を持つとる生徒ってなかなか少ないと思いますんで、やはり今後は回数券、またその都度支払う生徒に対して、減額を検討していただきたいと思います。やっぱり浜坂高校進学希望者の増加を図ると書いてありますので、その辺を十分に検討していただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） そのほかの意見とあわせて検討をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

それでは、お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第7号

○議長（中井 勝君） 日程第7、議案第7号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 議案第7号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について説明させていただきます。

提案理由としましては、地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されまして、4月1日から施行ということで、県の福祉医療費の助成事業実施要綱についても令和元年12月24日に一部改正ということで改正するものであります。

時間の都合上、審議資料35ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表となっております。

続きまして39ページ、条例の概要を記載させていただいております。1、第2条第

16項中、「公的年金」を「公的年金等」に改めるですが、高齢期移行助成の取得判定時には公的年金、恩給及び一定の企業年金等を含めた額で年金額を算定しております。条文中の「公的年金」のみでは、恩給や一定の企業年金等が含まれない関係で、県の要綱も改正がありまして、条項を「公的年金等」に改め、平成31年4月1日より適用するものであります。

2、別表第4中「同法附則第5条の4の2第6項」を「同法附則第5条の4の2第5項」に改めるの内容ですが、福祉医療の取得判定時における市町村民税の所得割算定時において、住宅借入金等特別控除及び寄附金税額控除につきましては、控除する前の額にて判定することとなっております。平成31年4月1日より地方税法内の住宅借入金等特別控除及び寄附金税額控除の引用規定が、条ずれということで修正が必要になったために、これも県の要綱の改正にあわせて、平成31年4月1日より適用するものであります。

3、第2条第16号中「同条第4項中」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中」に改めるの内容ですが、第2条第16号の所得を有しない者の記載の中に、令和2年1月1日より年金控除額について所得税法の改正がされました。この改正内容が反映されるのが令和2年所得からとなっております、高齢期移行の助成についての所得判定におきましては、令和2年所得が反映されるのは令和3年度以降ということで、令和2年度までの所得判定におきましては、従前の控除額を適用する関係で、これも県の要綱改正にあわせて、改正前の条文を令和2年1月1日より適用するものであります。

条例本文に戻りまして、附則で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の新温泉町福祉医療費助成条例の規定は、平成31年4月1日から適用し、第2条の規定による改正後の新温泉町福祉医療費助成条例の規定は、令和2年1月1日から適用するものといたします。以上です。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。いいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中井 勝君） 日程第 8、議案第 8 号、新温泉町災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律第 24 条第 2 項による事業を実施するため、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、農林水産課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） それでは、新温泉町災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

初めに、審議資料の 41 ページということで、朝お配りをいたしました審議資料の 41 ページ、修正後のものをごらんをいただきたいと思います。

今回の改正の概要でございます。1 に記載をしておりますとおり、これまでの災害復旧事業の取り組みにおきまして、40 万円未満の工事は補助対象外ということで、個人負担による復旧ということをお願いしてきました。近年の災害の状況、また農家の実態等を考える中で、その対応について検討してきたところでありまして、13 万円以上 40 万円未満の工事について小災害復旧事業として実施すべく、これに係ります受益者分担金について定めるものでございます。

2 の比較表をごらんいただきたいと思います。右側がこれまでから実施をしております国庫補助事業の内容でございます。採択要件、補助対象の工事費、また受益者分担率等補助率につきましては、基本となる率とあわせて、平成 30 年災の農地及び農業用施設に係る通常災害と激甚災害に係る率を記載をいたしております。

左側が今回の一部改正によりまして、小災害復旧事業として適用する起債事業の内容となっております。分担率及び起債充当率は記載のとおりであります。表の下に米印で表示をいたしております軽減措置が適用される場合につきましては、分担率が軽減をされるということになります。

右側の災害復旧事業につきましては、米印の 2 ということで記載をいたしております。通常災害については、申請事業費合計額を受益者総数で除した額が 8 万円を超える場合に軽減措置が適用されることとなります。激甚災害につきましては、地元分担金の合計額を受益者総数で除した額が 2 万円を超える場合に適用されるということになります。

左側の小災害復旧事業につきましては、米印の 1 ということで軽減措置についての内容を記載しております。今申し上げました災害復旧事業における激甚災害の条件と同じ内容ということになります。小災害復旧事業ということで、実施可能な条件等についてはそこに記載をしております。あくまで激甚災害に指定された場合が対象となります。あわせてその年の災害復旧事業費及び小災害復旧事業費の合計額が 800 万円以上かつ



小災害復旧事業の起債充当額が80万円以上となるということが適用の条件となります。

そういった面から、このようなことが決定されるのが少し時間がかかるということがあります。本事業適用の可否の決定について期間を要するというこの中で、現地調査の中で丁寧な説明が必要になると考えておるものであります。例といたしまして、工事費20万円の農地災害のケースを示したのが一番下の表になっております。2の表から農地災害の分担率、起債充当率ともに50%ということでありますので、20万円の工事に対して10万円が個人負担ということになります。なお、起債充当額につきましては100%交付税措置をされる見込みでございます。

また、先ほど申し上げました軽減措置が適用された場合ということで、同じ20万円の工事の中で起債充当率が74%ということになりますので、個人負担は26%の5万2,000円ということになるものであります。

次に、当初配付をいたしております審議資料の40ページをごらんをいただきたいと思っております。40ページが今申し上げました内容の新旧対照表となっております。第2条から第4条まで、いずれもこれまで災害復旧事業及び補助率という記載内容でございましたけれども、今申し上げました内容であります小災害復旧事業及び起債充当率に係る内容を追記するという内容となっております。

それでは、議案にお戻りをいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。よろしいですか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ちょっとお尋ねします。災害復旧事業、激甚災害に指定された災害、この激甚災害に指定されたということでもありますけれども、要はその年なら年になればいいけれども、いわゆる前年の災害なり、その日にちが災害に指定されたのがおくれた場合はどうなるわけですか、実際に。即そうなればいいわけですが、ならなかった場合は一体どう解釈すればいいのか。

それから、激甚災害に指定されなかった災害は対象外ということでもありますけれども、そこら辺のところちょっと、もう少し説明をしていただきたいと思っております。例えば過日問題になったわらが道路にあれするというような形で、あれは激甚災害だったんですか。そのことも含めて説明していただけますか。即その年に激甚災害に指定されるとは限らないと、そんな場合はどうなるわけですか。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 御説明申し上げましたとおり、あくまで小災害復旧事業の対象は激甚災害に指定された災害ということになりますので、災害が発生しまして現地に調査に向かいました。そういった中で工事費、受益者分担金を、ある程度概算を

その受益者にお示しして今後の対応を御説明申し上げるわけです。そういった中で、国庫補助事業で査定を受ける災害、それから、少額の今申し上げました災害につきましては、あくまで激甚災害に指定された場合に小災害復旧事業として実施をしますという説明になります。それが当然、後日のことになりますので、そのあたりにつきましては受益者の方に丁寧な説明をしていく必要があるのかなと考えておるところであります。

それから、もう一点、わらの関係であります。当時、わらにつきましては肥料というみなされ方をされた関係で国庫補助の対象にはならないと。そうは言いながら、被災した状況に変わりないということで補助事業として実施をしてきた経過があります。近年、そういった事業につきましては収集運搬と処理というような2段階の補助事業を用いて復旧をされてる他県の状況があります。そういった状況がありますので、そういった状況をもう少し研究しながら、今後どういった方向で進めていくかということにつきましては継続して検討してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 丁寧な説明はもちろんですけども、いわゆるこれまでの激甚災害に指定される過程を見てましたら、やっぱりずれがあるんですね。国会の中で当然範囲も含めてやっぱりこれは激甚災害にするべきと違うかというような要求なりもあって、そういう指定がされた。そのずれがあるんですけど、そのずれについてもどう説明するつもりなのか。それが指定されるまでには復旧はできないと、こういう形で説明をなさるのか。激甚災害に指定されてから復旧してくださいよと、こういう話になるのか。そこら辺のところ、どうなんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 現状では、御説明しましたとおり、激甚災害に指定された場合が今回の小災害復旧事業の対象となりますので、私が言いましたとおり、そういったことで進めていくことになりますということの説明が必要だと考えております。以上であります。

○議長（中井 勝君） そのほか、ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 9 号

○議長（中井 勝君） 日程第 9、議案第 9 号、新温泉町和泉谷残土処分場条例の制定について議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、和泉谷残土処分場の整備に伴い、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、建設課長が御説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） それでは、議案第 9 号、新温泉町和泉谷残土処分場条例の制定について説明させていただきます。

このたび条例の制定をお願いします提案理由は、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。昨年度から施工しておりました新残土処分場整備工事が、繰り越しとはなりますが 4 月末の完成見込みとなりましたので、供用開始に向け施設の設置管理の条例並びに規則の制定をお願いするものでございます。なお、新条例及び新規則の制定内容につきましては、現在の下夕山残土処分場の条例規則をもとに条文を定めたものでございます。

議案第 9 号の条例の制定の条文をごらんいただきたいと思います。新温泉町和泉谷残土処分場条例でございます。

まず、第 1 条に設置の目的について明記しております。新温泉町内の公共事業等で発生する建設残土の埋め立て処分を行うため、新温泉町和泉谷残土処分場を設置するものでございます。

第 2 条では、名称及び位置を明記しております。名称につきましては、この残土処分場の位置が戸田の字和泉で和泉谷になることから、和泉谷残土処分場といたします。位置については戸田字和泉谷 6 8 9 番 5 を代表地番といたします。

第 3 条では、用語の定義を明記しております。第 1 号として、公共事業等とは新温泉町内で施工される公共工事及び民間工事といたします。第 2 号として、建設残土とはということで、公共事業等で発生する土砂であり、一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、その他これらに類する廃棄物が混入していないものということで定義しております。

第 4 条では休日について、第 5 条では施設の使用時間を明記しておりますが、おおむね現在の下夕山残土処分場と同じでございますが、施設の終了の時間につきまして、それにつきましては、下夕山残土処分場の終了時間としては条例午後 4 時 3 0 分となっておりますが、建設業協会から時間延長の要望がございまして、夕方の日が長い 4 月から 9 月までは 1 5 分延長ということで、午後 4 時 4 5 分ということにしております。したがって、4 月から 9 月までを午後 4 時 4 5 分まで、1 0 月から 3 月を午後 4 時

30分までと明記しております。第6条では使用範囲ということで明記しておりまして、使用範囲は新温泉町内の公共事業等で発生する建設残土としております。

第7条の残土の収集及び運搬、第8条の管理、また第9条の使用の許可については、下タ山残土処分場と同様でございます。

第10条では、土質の許可の基準ということでございますが、別表第1に定める基準に適合するものということで、これも下タ山残土処分場と同じ基準としておるところでございます。

第11条では、残土の検査ということですが、これも現在と同じく残土の発生場所を確認して土質の検査をすることを基本としておるところでございます。

12条では使用料についてということでございます。12月の総務産建委員会の経営計画の資料にもありますように、このたびの新残土処分場の初期投資額並びに運営費、また今後に見込まれます環境整備や、さらに次の残土整備資金などを勘案しまして、別表第2のとおり受け入れ使用料を現在の下タ山残土処分場より170円高い1トン当たり1,750円としております。予定しております130万立米の残土を受け入れますと、40億9,500万円の使用料収入となる見込みでございます。なお、同条第3項のとおり、使用料は既存施設と同じく前納ということでさせていただきたいと思っております。

次の第13条の使用料の減免、14条の使用料の不還付、第15条の許可の取り消し、16条の委任、17条の過料につきましては、下タ山残土処分場の条項と同じ内容でございます。

附則といたしましては、これを施行期日を定めるということですが、和泉谷の残土処分場及び管理棟など、工事の完成が4月末の見込みとなっております。供用開始につきましては運営の準備期間も考慮しまして6月からの供用を予定しておりますので、条例の施行期日につきましてはこの条例の公布日から3カ月以内を超えない範囲内において規則で定める日として規則に委任させていただくものでございます。

続きまして、管理規則の制定について説明させていただきます。審議資料をごらんいただきたいと思っております。42ページでございます。新温泉町和泉谷残土処分場管理規則の制定について御説明させていただきます。この規則は下タ山残土処分場の管理規則をもとにしたものでございます。

第1条に管理規則の趣旨を明記しております。この規則は新温泉町和泉谷残土処分場条例の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条としまして、許可申請について明記しております。申請の期限を搬入予定日の5営業日前としております。各申請書等の明示をしております。様式についても下タ山残土処分場の書式を基本としてとってございます。

第3条の許可証の交付から第5条の使用料の還付につきましては、許可をするための手続及び使用料還付の処理について明記しているところでございます。これも下タ山残土処分場と同様でございます。

第6条は補則としまして、この規則以外に必要な事項は別に定めるとしておるところでございます。

次に、附則でございます。附則で、この規則の施行日を明記しております。この規則は新温泉町和泉谷残土処分場条例とセットになりますので、この規則は条例の施行日から施行するというようにさせていただきます。

なお、43ページの様式第1号から46ページの様式第4号までの説明は省略をさせていただきます。

次に、審議資料の47ページの規則案についてでございますが、新温泉町和泉谷残土処分場条例の施行期日が実際に定まった時点で公布させていただくための新温泉町和泉谷残土処分場条例の施行期日を定める規則のひな形ということでございます。条例公布の日から3カ月を超えない範囲で日付を入れていただいて公布するというものでございます。

次に、48ページには、和泉谷の残土処分場の全体図面をつけさせていただいておりますし、49ページには管理棟周辺の図面を添付させていただいております。これらの図面で残土の受け入れの動線、手順を説明させていただきますと、まず48ページの全体図面の左の町道三谷18号線から場内道路へ入ってもらいまして、調整池手前の管理棟であらかじめ登録しておりますトラック車両を確認しまして、ゲートをあけてトラックスケールで計量しまして、また、場内道路を通過して調整池の堤体を越えて処分場のほうに、処分を行う場所に、現場に入らせていただきまして、荷をおろしてもらいます。

帰りは、次の49ページに管理棟周辺の図面をつけさせていただいてますが、図面の右側にあります洗浄ピットでタイヤを洗浄してもらって帰るという手順でございます。なお、荷を積載していない空荷の車両重量を事前に計測しているため、帰りの重量の計測はしないというものでございます。また、今回の総務産建委員会の資料の最終ページに和泉谷の残土処分場の2月24日現在の現場写真をつけさせていただいておりますので、御清覧をいただきたいと思っております。現場の現在の状況としましては、既に法面の切り下げのほうはほぼ終わっている状況でございますので、4月末の完成予定ということでございます。

以上、新温泉町和泉谷残土処分場条例並びに管理規則の制定につきまして説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） この条例の附則ですけれども、規則と条例の附則の関連がよくわからないんですけれども、もうちょっと説明してもらえませんか。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 条例のほうは和泉谷残土処分場の管理運営につきまして、

設管内容につきまして条例の制定しておりまして、さらに、規則につきましては、その事務手続等の必要な事項を定めるといふものでございます。施行日につきましてはどちらも公布の日から3カ月以内超えない範囲内でさせてもらうということで、規則の施行日についての案につきましては47ページにつけさせていただいております、工事が完成した後、運営、運用の準備が完了した後に実際に供用できる日にちを入れて公布させていただくというところでございます。以上でございます。（「わからんな」と呼ぶ者あり）

- 議長（中井 勝君） わかりましたか。  
暫時休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

- 議長（中井 勝君） 再開します。  
15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） これは、本条例の附則は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定めるとなっておりまして、規則は条例の施行の日から施行するとなっておりますね。もう一つ、施行期日を定める規則というのがありまして、この一番3つ目の施行期日を定める日を決めたことから初めて決定していくというように理解するのでしょうか。

- 議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 設管につきましての条例規則については、この47ページにつけさせていただいております規則のこれがひな形でございます、実際に運営ができる日、開設ができる日が決まりましたら、その日付を入れて公布するというものでございます。日にちを入れてさせていただきますので、これが公布されるとほかの管理、設管の条例規則も施行されるということでございます。わかりますでしょうか。

- 議長（中井 勝君） わかりましたか。  
15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） そうすれば、最終的に処分場の工事が完了するということをもってスタートするというように思うんですけども、現時点では、例えばいろんなことが事象があって工事が延びるかもわかりませんし、そういう現時点ではいついつというようなことはわからないと。こういうことは条例的にはいいものかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

- 議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 工事の完了日というもののある程度の日数は決まっていると思うんですけども、実際にここに土砂を入れる日というものは、当然相手方の工事着手日ということの関連がありますので、その日程の問題もあって日程調整が要るんだと

というようなことだと思います。現実問題、あけてしまっても土砂が入らなければ何も管理する日がありませんので、その日程を調整して施行日を決めさせていただいてるというふうに理解をしておりますが。

○議長（中井 勝君） 法的には問題がないかということ。

田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 法令的には特に問題はございません。

○議長（中井 勝君） だそうです。

そのほか。いいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑終了します。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第10号

○議長（中井 勝君） 日程第10、議案第10号、新温泉町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、民法の一部を改正する法律の公布により、公営住宅管理標準条例（案）の改正が通知されたことに伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、建設課長が御説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） それでは、議案第10号、新温泉町営住宅条例の一部改正について説明させていただきます。

このたび条例の一部改正をお願いします提案理由は先ほど町長が申し上げたとおりでございますが、議案第10号の町営住宅条例及び条例施行規則と、議案第11号の特定公共賃貸住宅条例及び管理規則につきましても関連がございますので、まず審議資料の57ページから58ページの資料で改正の概要を説明させていただきます。

審議資料の57ページをお開きいただきたいと思います。新温泉町営住宅条例等の一

部改正についてという資料でございます。

資料1ということで、このたびの条例等の一部改正の経緯・背景について上げさせていただきます。①といたしまして、約120年ぶりの民法の改正となり、この間の社会や経済の変化への対応を図るべく、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることとなり、民法における債権関係の規定の見直しが行われ、保証人の法に関する事、法定利率に関する事、また文言などの改正も行われました。2つ目といたしましては、②でございますが、改正した民法において公営住宅制度等に関する改正も行われたことから、各自治体が制定する例規の規範としております国土交通省が定める公営住宅管理標準条例（案）を整理してございまして、このたび一部改正されたことにより関係条例及び規則の一部改正をするものでございます。

2といたしまして、条例等改正の概要ということですが、大きく2つになります。①のほうですが、1つ目に改正した民法に対応するため改正された標準条例（案）に基づき債権関係の規則、規定を整理するものでございます。2つ目としまして、これまで国の標準条例（案）をベースにした町の条例規則と国から個別に運用通知ということが来まして、それに基づいて公営住宅の管理運営をしていたところですが、国がこれまでの個別の運用通知の内容につきましても標準条例（案）に今回反映されたことから、これらも含めて関係する規定を整理するものでございます。

3としまして、条例等改正の主な内容ということですが、このたび一部改正を行わなければならないものとしましては、2つの条例と関連する規則ということになります。新温泉町営住宅条例、新温泉町営住宅条例施行規則、新温泉町特定公共賃貸住宅条例、新温泉町特定公共賃貸住宅管理規則、この4つがこのたび変わります。なお、特定公共賃貸住宅とは所得階層が中層階層の住民向けの住宅というものでございます。

このたび改正させていただく主な内容を表にしておりますので、次のページを含めまして、大きく7項目につきまして説明させていただきます。

1つ目に、公募の例外でございます。公募を行わず入居させることができる者の対象を見直し、住宅の除却に伴う公共事業の対象事業を追加するもので、国の個別の通知の整理による改正でございます。これは町営住宅条例関係でございます。

2つ目に、入居者の資格ということで、大規模災害の被災者等の入居資格を住宅に困窮している条件のみとする旨を明記するもので、これも国の個別の通知の整理による改正でございます。町営住宅条例関係でございます。

3つ目に入居者の選考ということで、優先的に選考して入居させることができる者の対象を見直すというものでございまして、20歳未満の子どもを扶養している父子世帯の寡夫について追記するものでございます。これは実績はありませんが、国の個別の通知により取り扱ってきたものでございます。これは町の住宅条例の関係でございます。

4つ目に入居手続及び許可ということで、連帯保証人関係でございます。請書ということで、入居者との契約書になりますが、請書の様式を見直すものでございます。これ



は民法の債権法の改正によるもので、入居者の入居当初の家賃月額の見記が必要となり追加するものでございます。また、連帯保証人の保証する極度額、限度額になりますが、を追記するものでございます。これは町営住宅条例施行規則及び特定公共賃貸住宅管理規則関係でございます。

5つ目の敷金ということでございます。民法の債権法の改正により敷金を未履行債務の弁済等に充てられることを明記するもので、今までは敷金を充てることができるのは滞納家賃と損害賠償金でありましたが、共益費などのその他の未収金にも充てられるようになりました。その改正をするものでございます。これは町営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例に関係するものでございます。

次の58ページをお願いいたします。6の修繕費用の負担ということでございます。この条項では施設の修繕費用の町の負担について明記しておるものですが、現行の条文では町が負担しないものとして畳の表がえなど事例を括弧書きで表記しておりましたが、国の標準条例が改正されましたので、入居者が負担するものとして定めるものを除くと表現を改正し、明確にいたします。町営住宅条例及び、これは特定公共住宅条例に関係するものでございます。

最後、7つ目でございます。住宅の明け渡し請求ということで、民法の改正によりまして不正な行為によって入居した者に請求することができる請求額の算定に用いる利率を見直すもので、年5%の割合というのを法定利率に改正するものでございます。これは町営住宅条例に関係するものでございます。

これが主なものということでございまして、そのほかの改正は条の挿入や条ずれによるもの、また言葉の言い換えなど、文言の改正によるものでございます。項目はたくさんありますが、初めに説明させていただきましたように、国の個別の通知により運用していた項目の整理のほうが多く、実務として変わるものとしたしましては、民法の債権法の改正によります敷金の項目、また、住宅の明け渡しの項目でございます。

なお、施行日につきましては、次の4のとおり、改正した民法の施行日である令和2年4月1日ということでございます。

続きまして、新旧対照表で説明させていただきます。審議資料50ページをお願いいたします。新温泉町営住宅条例の新旧対照表ということでございまして、まず、第5条ということで、公募の例外でございます。公募を行わずに入れさせることができる者の対象を見直すというものでございまして、現行の最初の下線箇所でございますが、土地区画整理法の改正の条ずれを整理するもので、土地区画整理法第3条の第3項もしくは第4項というのが、項が1つずつ繰り上がりまして、第4項もしくは第5項に改正するものでございます。

次に、改正案の2つ目の下線箇所ということでございまして、住宅の除却を伴う公共事業の対象事業を追加させてもらうものでございまして、密集市街地における防災街区整備事業を追加するものでございます。

次に、第6条の入居者の資格についてでございますが、これまでも国の通知で運用してきたものでございますが、自然災害の特別措置法による被災者の入居資格の特例を明記するものでございます。

続きまして、51ページにかけての条例第6条第2項、単身入居の特例に関する条項でございます。現行の第2項第1号でございますが、平成17年の公営住宅法の施行令の改正によりまして、単身で入居が認められる高齢者の年齢が50歳以上から60歳以上に引き上げられました。その際、経過措置として、施行日前において50歳以上である者については今後も従来どおり単身入居を許可するため、括弧書きで昭和31年4月1日以前に生まれた者を含むとしておりましたが、経過措置対象者が現在ではその年齢が63歳から64歳となりましたので、役割を終えた規定をこのたびあわせて削除をさせていただきます。

次に、第9条の入居者の選考についてでございます。このたびの国の管理条例の改正に合わせまして、公開抽せん及び寡婦の文言を整理するものでございます。

続きまして、52ページにかけての第20条の敷金でございます。第2項の後に第3項を追加しまして、敷金を未納家賃や損害賠償金だけでなく役務費などの未履行債務の弁償等に充てられることを明記して関連する箇所の文言を改正するものでございます。

次に、第22条でございます。修繕費用の負担についてということで、先ほども説明させていただきましたとおり、現行は町の負担をしないものとして畳の表がえなどを例に挙げて括弧書きで表記しておりましたが、その表現を入居者が負担するものとして定めるものに改正をいたしました。なお、入居者が負担するものとしましては、修繕に係る町と入居者の負担区分としまして、今施行令で明記してるものでございます。また、同条第3項の次の入居者の費用負担義務の第23条第1項第4号の改正は、同じく費用負担の表現の改正に関連する箇所の文言を改正するものでございます。

続きまして、住宅の明け渡し請求の第45条第3項でございます。不正な行為によって入居した者に住宅の明け渡し請求の際に請求することのできる請求額の算定に用いる利率を民法改正に伴い見直すもので、年5%の割合を法定利率に改正するものでございます。

53ページ、お願いします。保証金の第54条第3項でございますが、この改正は、条例第20条第1項を追加したため条ずれによるもの、また、改正する20条の敷金に関する文言の改正を行うものでございます。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行ということでございます。

次に、審議資料の54、55ページの新温泉町営住宅条例施行規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。説明の都合上、審議資料の56ページの新旧対照表のほうで説明させていただきたいと思っております。

56ページをお願いします。改正した民法の債権関係の規定の見直しにより、入居手

続の際の請書の様式を見直すものでございます。まず、改正案の様式第3号、本文の下線箇所についてということがございますが、今回改正される民法で、連帯保証人に対して債務の履行としまして、例えば入居者の滞納家賃などを請求しても時効ということで、その効力ですけれども、主たる債務者となる入居者に及ばないということとされましたので、例えば連帯保証人に請求、督促しても、この法律の改正によりまして時効の中断にならないということになりますので、そのため、町営住宅の仕様請書の本文の下線のとおり、連帯保証人に対する履行の請求は入居者に対してもその効力を生ずるものとするの一文を加筆することによりまして、入居者との合意をとって現在と同様に効力を生ずるものということで改正するものでございます。また、同じく改正した民法の連帯保証人の保証する極度額、負担額の上限ということになりますが、その明記が義務づけられました。そのため、請書の様式中、入居予定者の氏名の下に家賃月額を挿入しまして、連帯保証人2人の名前の下に保証する限度額をそれぞれ入居者の家賃6カ月分として様式に挿入するものでございます。なお、保証人1人につきましてその限度額が6カ月分としたのは、このたび改正民法の影響を見据えまして、事前に国土交通省が実施しました裁判所の判決における連帯保証人の負担額調査の結果を踏まえまして、その中央値の12カ月分を根拠として、それを保証人2人で均等に分担してもらうということで、1人がその半分ということで家賃月額の6カ月分と決定したところでございます。

以上、条例また規則の一部改正の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 審議資料51ページの敷金のところなんですけれども、この敷金を町のほうで債務の不履行分について弁済に充てることのできる。ただし、逆に入居者側からはその弁済に充てることを請求することができないということは、要は不履行が起こった時点で契約を解除すると、同意だというふうに理解してよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） この内容につきましては、今議員が言われました内容の、町はその敷金を例えば家賃が滞納になった場合は町が充てることはできますけれども、入居者がそれに充てるということで戻してくれということができないという内容でございます。請求はできないというのはそういう意味でございます。充てるために返還の請求というか、そういうことはできないという意味でございます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

○議員（3番 河越 忠志君） 答えをください。質疑の答えを。

○議長（中井 勝君） 契約解除。（発言する者あり）

○建設課長（山本 輝之君） 入居の契約としては継続してるというものでございます。

（「何だって、聞こえなんだ。聞こえた」と呼ぶ者あり）

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

○議員（3番 河越 忠志君） ちょっと理解ができないんですが。

○議長（中井 勝君） いいですか。

○議員（3番 河越 忠志君） まあ、いいです。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 56ページの現行と改正案の前の改正案では、連帯保証人に対する履行の請求は入居者に対してもその効力を生ずるものとしますって、これちょっともう一回説明していただけないですか。連帯保証人になる者は当然家賃、入居者が履行できない場合に当然それを、家賃なりを支払うとか、そういうのが当たり前になってるはずですし、そのことを。それから、上記家賃月額6カ月分ということは、これだったら1年分をとる判決が出てるといえることですか、そのことが。連帯保証人が2人で負担するわけですから、そういうことになるわけですか。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 時効の中断ということで考えますと、例えば入居者に請求している期間がまずあったとして、請求した時点があったとして、その後、そこからまた時効の期間が始まるんですけども、例えばその期間以後、その入居者に請求した以後に、今度は連帯保証人に払わないので請求したということとしますと、今回の民法の改正ではこの保証人に請求した時点の、また新たにここからのスタートじゃなしに、やはり入居者に対して請求した時点からがやっぱりスタートとなるということで、今の民法改正でいくと保証人に請求しても、また、さらにここからのスタートということにはならないということがございますので、このたび、請書の中に入居者との同意もとりながら保証人に請求した時点で、またそこから時効のスタートはするというようなことを行うために、請書に一言入れるというものでございます。

済みません。それから、12カ月ということで限度額を決めとるわけですけども、それは裁判で争ってる中でどういう期間の家賃が発生してるかということで統計とったところ、中央値をとりますと12カ月ということがございますので、それを基準としたいということで、このたびそれを連帯保証人2人で均等に分けて6カ月ずつということで限度額を決めたいということで、このたび改正をお願いしてるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（中井 勝君） それでは、昼食休憩を閉じまして再開をいたします。

---

#### 日程第 11 議案第 11 号

○議長（中井 勝君） 日程第 11、議案第 11 号、新温泉町特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、民法の一部を改正する法律の公布により、公営住宅管理標準条例（案）の改正が通知されたことに伴い、所要の改正を提案するものであります。

内容につきまして、建設課長が御説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） それでは、議案第 11 号、新温泉町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について説明させていただきます。

提案理由は先ほど町長が説明させていただきましたとおりでございます。改正概要につきましては、先ほどの町営住宅条例の一部改正の際に審議資料の 57、58 ページのほうで説明させていただきましたので、新旧対照表のほうで説明させていただきます。

審議資料の 59 ページをお願いしたいと思います。まず、第 8 条の入居者の選定についてでございます。このたび国の標準条例案改正に合わせまして抽せんの文言を整理するものでございます。

第 20 条の敷金でございますが、先ほど町営住宅条例と同様に第 2 項の後に第 3 項を追加し、敷金を未納家賃や損害賠償金だけでなく、共益費など未履行債務の弁済等に充てられることを明記し、改正案の第 4 項はそれに関連する箇所の文言を改正するものでございます。

次に、第 22 条の修繕費用の負担につきましても、同じく現行は町が負担しないものとして、畳の表がえなど例に挙げまして括弧書きで表記していましたが、その表現を入

居者が負担するものとして定めるものに改正をいたします。なお、こちらも入居者が負担するものにつきましては、町と入居者の負担区分を施行規則のほうで以前から明記しておるものでございます。また同条第2項と次の入居者の費用負担義務、それから、第23条第1項第4号の改正は、同じくこの費用負担の表現の改正に関連します箇所を、その文言を改正するというものでございます。

次に、60ページの保証金の第44条の第3項でございます。この改正は条例第20条に1項を追加したため、条ずれによるもの、また追加した第20条第3項に関連する文言の改正を行うものでございます。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則といたしましてこの条例は令和2年4月1日から施行をいたしますということでございます。

済みませんが、また審議資料のほうに戻っていただきまして、61ページから62ページということでございます。新温泉町特定公共賃貸住宅管理規則の一部を改正する規則ということで進めさせていただきます。説明の都合上、審議資料の63ページから64ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

63ページの公開抽せん第3条の国の標準条例案の改正に合わせて文言を改正するものでございます。

64ページでございますが、次に、様式第3号の改正でございます。改正案の様式3号につきましても、町営住宅の同様の改正ということで、その点、よろしく願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 先ほどの議案のときにちょっと私のほうでじっくり来ないところ、改めて確認をさせていただきたいんですけども、敷金を債務の相殺するような形が町としてはできると。入居者側からはできないということでのその目的と、敷金が相殺した場合、不足するわけですけども、その不足金についてはどういうふうに対応する御予定なのか。少しずつ減って行ってそれを放置したままずっと引き渡しがあるまで何もされないのか。その2点についてお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） この敷金に関しましては、先ほど説明させていただいたとおりでございますけども、基本的には退居されるときが、清算するときがでございます。こちらのほうとしては、一応全額返すこともできるんですけども、やはり家賃未納とか、それから賠償金が残ってる、それから共益費などそういうもんが残っているということになりまして、本人さんにそれは支払いのほうは求めていきますけども、実際にそれが回収できない場合についてはこれを充てて清算します。しかしながら、退居という、そ

ここに住まいはなくてもここでしております請書については契約をそれで閉じるものではなく、債務が残ってますのでその請書についてはまだ効力を有すということで、契約は続いているというところでございます。それから、その不足する分については引き続き入居者のほうに請求はいたしますが、あわせて連帯保証人のほうにも請求していくということを考えてるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 今の御説明だと、債務との相殺で敷金が減っていったら、今度は敷金の不足分として請求するというところで、請求の目的が変わってくるだけじゃなくて請求し続けるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 済みません。一部間違っただけで説明しております。連帯保証人は6カ月が限度に今度はなりますので、それ以上は連帯保証人は請求はできませんので、入居者のほうに請求して払ってもらえるように努めるということになります。入居してる最中についてはこれを充てるということではなくて、その次は6カ月以上、12カ月以上というふうになってくると、今度は退居も含めての入居者との協議をしながらその家賃等の回収に当たっていくということになります。ですので、入居者に対して、連帯保証人に対してはもう6カ月が限度となりまして、後については入居者に請求して払っていただくというところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 時系列が少しわかりにくいんですけども、例えば債務が入居者側に発生して、要は町が債権を持ったときに敷金をそれに、その弁済に充てる、相殺する格好になるわけですけども、それで敷金が要はゼロになってしまった、なった時点で保証人に対して請求していく、もちろん入居者と保証人に対して請求していくということになるということか、それとあわせて、敷金が少しでも減った段階で敷金の不足として請求を入居者にし続けるのか、そのあたりが、その時系列が少しわかりにくいので、ちょっと御説明いただけるでしょうか。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 滞納が続いてきますと、まずはこの敷金を充てるんじゃないかと、本人に対して請求をしていくということでございます。それでもなおかつ支払っていただけないということになりますと、現在、保証人のほうにも中に入ってもらいまして債権の回収に当たるといったことございまして、それが数カ月、3カ月以上、また6カ月以上ということ長引きますと、今度は退居も含めて、退居も命令していくような、強制になると退居も命令していかんといけないということになりますと、その際に敷金を家賃の滞納分に充てるとか、もし住戸の中で何か壊したとかそういうことがあればそれに充てると。また、共益費なども支払われなかったらそれに充てていくということになります。それで、さらに不足が出るということになりますと、連帯保証人のほう

にも6カ月分というのがありますので、これを限度に請求していくということになりますし、それを超える場合はさらに入居者に対して入れるように求めていくということで請求していくということになります。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。いいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第12号

○議長（中井 勝君） 日程第12、議案第12号、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町の子ども・子育て支援施策の一環として、特定教育・保育施設等を利用する1号認定・2号認定子どもの給食費を無償とするため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） それでは、議案第12号、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明を申し上げます。提案理由は町長が説明したとおりでございます。説明の都合上、審議資料で説明をさせていただきます。

審議資料の68ページをお願いします。そこに令和2年度認定こども園等利用者（1号認定・2号認定子ども）給食費無償化についてということでお示しをさせていただきます。令和元年10月1日から保育料無償化に伴いまして認定こども園等を利用する1号認定・2号認定子ども、3歳児から5歳児まででございますが、その全ての子供の保育料が無償化となりました。しかし、給食費につきましては保育料とは別に4,300円を徴収ということにしております。新温泉町では子育て支援策の一つとして、



令和2年度から1号認定・2号認定子どもの給食費を無償としまして、保護者の負担軽減を図りたいというところでございます。

1番の現在の給食費は、先ほど申し上げましたように1号認定・2号認定、3歳児から5歳まで月額4,300円を徴収いたしております。3号認定のゼロ歳児から2歳児につきましては、保育料に含まれているということでございます。

2の軽減の考え方としまして、1号認定・2号認定の子供の給食費を無償とすると、3号認定につきましては軽減はなしということで、3号認定は保育料の中に含まれておりますが、町民税非課税世帯は保育料が無償となっていること、また、ひょうご保育料軽減事業で町民税所得割額が第1子は5万7,700円未満、第2子以降は15万5,500円未満の世帯、ひとり親世帯では16万9,000円が補助の対象となっております、補助基準額も本年度、大幅に増額となっているということから、今回の対象とはしないというところでございます。県下の各市町についても3号認定の軽減は行っていないというふうに認識しております。

3の現在の給食費の免除者ということで、年収約360万円未満の世帯等が免除となっております。町全体で104名で38%となっております。内訳といたしましては、公立園、私立園、ごらんとおりでございます。現在の給食費の徴収者としましては169名で62%徴収をしているということで公立園、私立園見ていただいたとおりの内訳ということになっております。

次に、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。65ページをお願いします。65ページです。第13条、利用者負担額等の受領ということで、ここにあります第4項第3号、これにつきましては、食事の提供に要する費用を受け取ることができるという規定ですので、この号を削って4号、5号を繰り上げる改正を行うというものでございます。

次に、67ページをお願いします。またこの条例の改正によりまして給食費を徴収しなくなりますので、そこにあります新温泉町立認定こども園給食費徴収金取扱要綱を廃止にしたいと思います。

それでは、議案に戻っていただきまして、議案の附則です。この条例は令和2年4月1日から施行するということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。いいですか。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 若干質疑申し上げたいと思います。無償化についてなぜ無償なのかということを知りたいと思います。僕、親の責任として子供に御飯を食べさせるというのは、僕はある部分親の責任というふうに思っております。そういう部分では、例えば半分にするとか減額するとか、そんなことは視野になかったのかどうか。それと、3号認定が無償からは外れてるということがあります。ゼロ歳から2歳を除く

という理由、下にちょっと書いてあるんですけど、その辺をちょっと聞いてみたいと思います。この軽減の考え方の中にある、3号認定は保育所の中に含まれているが町民税非課税世帯は保育料が無償ということは、給食費も同時に無償ということで理解したらいいのでしょうか。また、次のひょうご保育料軽減事業で町民税所得割が第1子は5万7,700円未満と、第2子はどうかのとあるんですけど、この補助対象となっておるといのは全額補助ということかどうかということ。たしか、結果的にはこの補助対象者というは無償ということなんだろうということ。それから、今、新年度予算を計上されてますし、その積算上で多分わかると思うんですが、3号の徴収者というものは令和2年度からかけての、3号認定の徴収者は何人ぐらいおんなるのかなということ。給食費のみというような保育料はあるのかどうか。たくさん申しましたが、そのあたりを聞いてみたいと思います。

○議長（中井 勝君） 長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） なぜ無償化なのかということで、給食費とかについては親が食べさせる責任があるのではないかとということ。それと、なぜ半額とかではないのかということでございます。10月からの保育料の無償化ということがあります。その中で、あけてみると給食費については徴収するというで、もう全部ただだというふうに、無償だと思っておられたような御家庭が給食費は要するのかということがございます。考え方としまして、新温泉町で子育てをしやすい環境をつくるということで、1つずつそういうことをやっていくということで、まず一つの施策ということでございます。

次に、なぜ3号を除くのかというところでございます。3号認定につきまして、国の保育料の基準よりかなり安い基準で保育料を設定させていただいているということがございます。それと、給食についてもその中に含まれているということがあります。住民税、町民税非課税世帯が保育料が無償というところは、保育料が無償ということはその中に含まれている給食費も無償ということとなっております。それと、今回の保育料軽減事業につきましては、令和元年度、助成する金額といいますか、補助対象額がかなり上がっております。その関係で、基本的に新温泉町の保育料が、県の基準額が1万5,000円が上限ですよという御家庭でも保育料を6,000円しか払っていないとかいう方もございますし、逆に2万円払ってればそのうちの1万5,000円が軽減の対象になっているということがございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 何人。

○こども教育課長（長谷阪 治君） 3号認定につきまして、給食費のみというのはございません。保育料に含まれているということでいただいているか、もう全無償化ということでございます。

○議員（11番 中村 茂君） 件数は上がってますか。何人ぐらい。

○議長（中井 勝君） どうぞ。

長谷阪こども教育課長。

○こども教育課長（長谷阪 治君） 3号認定の子供で支払いをしてるのが現在69人。資料がちょっと古くて令和元年の11月ですけども、約70人ぐらいということでございます。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 保育料が3歳以上は無償になったということで、確かにうちは従前から保育料を安く設定しておりました。但馬でも一番低い保育料だったと思います。そういうことだから、今回、給食費を無償対象とはしないと、もともと低いからと。でも、大もとの根底、保育料自体を国権というか、公共が見ていこうという中で、今まで安かったからということではなくて、やっぱりこの機会、同じ扱いをされたらいいんじゃないかと。特にほかがないっていうことがあれば、余計してもいいんじゃないかと。聞けば70人弱ですかね、新しい年度になったらまた対象者が変わってきますから変化はあると思うんだけど、これぐらいの数だったら思い切った無償という中に取り込んでもいい範囲違うのかなと。あえて3号なんか分ける理由がなさそうな気がしますね。としてくれば、保育料の徴収の基準を変えてこんといけん部分があるけど、でも、何かそこまでされる、つい目の先という気がします。そういう部分ではさらなる検討をしてもらえばいいんですが。それと、子供っていうのは僕は小学生までと思ってますから。そういうことからいけば、小学生の分、例えば半分にするとか、財源要りますからね、大変なことだと思うのですが。今、総じていけば、僕は親の責任とかそういうことを含めたら、小学校ぐらいまで全部半額ぐらいにしたほうがよかったなと一方で思ってます。今の部分ありがたいんだけど。もっとそういう視点でやれば、教育効果、親の教育から含めてもっと変わった効果が得られるなど、そんな気を持っております。今の、この原案について否定ということではなくて、そういう多面の効果を求めた施策に今後発展させてほしいなど、そういう思いを持っての質問といたします。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 本当に子育てがしやすい環境のまちづくりの一つの施策としてやっていってるんですけども、また、今御提案いただいたようなことも含めまして、財源のこともありますし、いろんなことを考えていかないといけないと思っておりますので、また今後考えていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 1 3 議案第 1 3 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 3、議案第 1 3 号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、奥八田交流施設を整備するための、新温泉町田中辺地総合整備計画の策定につきまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、議会の議決をお願い申し上げるものであります。

内容につきまして、企画課長が御説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 辺地に係る総合整備計画の策定についてでございます。提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。

次のページに総合整備計画を記載させていただいておりますけれども、説明の都合上、審議資料の 6 9 ページをごらんいただきたいと思います。審議資料の 6 9 ページに辺地総合整備計画策定に係る理由書を添付させていただいております。辺地名は田中辺地。当該辺地は、町の中心地から南に約 1 3 キロに位置し、上山高原の麓に広がる 4 つの地区で構成されております。隣接する海上辺地、青下辺地、岸田とともに奥八田地域という一体的な集落生活圏を形成している地域でございます。これらの地域では、過疎化・高齢化が進行し、草刈りや農作業、祭りなどの伝統行事といった地域の暮らしを相互に支える集落機能の維持が困難な状態となっております。このような状況の中、奥八田地域では地域住民が主体となって、地域間交流や生活支援サービスといった安心して暮らし続けることができる持続可能な地域づくりについて取り組みを進めております。このことから、住民みずからが行う地域づくり活動を支援し、集落の維持・活性化を図るための拠点となる交流施設を整備するものでございます。

次のページ、7 0 ページに、田中辺地に係る総合整備計画の位置図を添付させていただいております。位置につきましては、大縮尺でわかりにくいのですが、奥八田交流施設といたしまして、上山高原エコミュージアム、ふるさと館の隣接する土地の位置でございます。

議案に返っていただきたいと思います。総合整備計画をつけさせていただいております。1 番に、ここの辺地の概要でございます。辺地の字といたしまして、前、石橋、岸

田。岸田の中には田中、岸田がございます。地域の中心位置でございますけども、辺地の中心となっております。辺地点数は121点でございます。

2番に、公共的施設の整備を必要とする事情といたしまして、先ほど説明をさせていただいた内容でございます。

3番に、公共的施設の整備計画といたしまして、令和2年度から令和3年度までの2カ年といたします。施設名が集会施設（奥八田交流施設）。事業実施主体は新温泉町でございます。事業費3,900万円でございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ちょっと、何点かお尋ねいたします。

総務産業建設常任委員会の資料の39ページですか、そこにスケジュールが書いてあるわけですけども、一体いつからこれは運営が開始されるんでしょうか。それから、運営組織はどういう組織を考えておられるんでしょうか。そして、この収支の見込み。赤字になった場合の、要は対応。もし、町もそれに関係するんでしょうか。それともう一つは、辺地債の、いわゆる交付税算入なりあるんでしょうか。ちょっとそこら辺のところも、何点か言いましたけど、聞かせてください。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） まず、委員会資料の39ページのスケジュールについてでございます。令和2年度に設計業務で令和3年度から工事というところまでしか書いておりませんが、令和3年度に工事が完了いたしましたら、令和3年度のうちは、今のところでございますけれど、そのまま直営の施設管理というふうになると考えております。運営主体につきましては、このスケジュールの中で、一番下から2番目でございますけれども、集落支援員のモデル事業を既に令和2年度から取り組みを行うというふうに考えておりますので、令和3年度、建物ができましたらその集落支援員としての活動をあわせて行うという予定にしております。経費につきましては、基本的には町が持つということの考えでございますけれども、この活動の中の経費で賄えると考えておりますので、地元との調整もでございますけれど、集落支援員の国の予算の中で運営ができると考えているところでございます。経費的には特別交付税でございます。

次に、辺地の該当でございますけれども、100%の充当で交付税の率が80%でございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 同じく委員会資料の40ページ、41ページに図面が出ておりますけども、これ、県道はどちらになるんでしょうか。県道から見てどちらになるのか。いわゆるプールのあったところですね、これ。ということは、上のほうが県道側ということでしょうか。

ちょっと、運営費の関係がよくわからないんですけども、数字をきちっとしたもん出していただきたいんですね。いわゆる国なりどっかから入ってくるという話ですし、それからモデル事業ですからそれなりに財源的にも出てくるのかなと。何年これは出てくるのかなというところ辺。それで、実際にそろばんをはじいて一体何ぼの、大体収入があって何ぼの経費が要るのか。そういった中で、町がこのことについて持ち出しだとかそういうものがあるのかないのか。私は実際にやられる場合は、やっぱりその地域が自分たちの力で運営していくっていうか、そういうことがやっぱり大事だなと、そういうことになると思うんです。そうしなかったら、町がずるずるとその費用の一部を負担するとか、例えば赤字が出ればその分を負担しますよというような運営のあり方はいかなもんかなと思ってるんです。いろいろと施設を運営する場合、つくるだけをつくるんですけども、後の利用なりそれなりがどんな見込みなのか。ここは何か宿泊施設になってますね、どうも。それと、材料を持ち込んであれするような、こんろなどの設置がされてるような感じですね。そうすると、簡易の宿泊施設になるのかどうなのか。そういったところがしっかり見えてこないっていうか、ちょっとどうなっとるのか、そこらのところもう少し資料をつけていただきたいと思いますけど。数字的な資料も含めて。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） まず、位置についてでございます。位置につきましては、上山高原のふるさと館の隣接地ということでございまして、この検討の中では確定ではございません。ただ、議員御指摘のようにプールの位置というのを第一に、今、想定しております。2番目は、上山高原の施設の隣接地、奥側でございます。一番、今考えているのはこのプールの跡地でございます。それをもとにお話をしますと、この図面の41ページの通用口、通用口のほう側、一番下になりますけれども、こちらが県道側になりますので、県道側から入り口のほうがすぐ見えるというような位置関係を想定しております。繰り返しになりますけれども、位置が確定しておりませんので、プール位置ということの中ではということでございます。

次に、議員御指摘の中で、収入とか赤字、あるいは宿泊施設というようなお話がございます。委員会資料で御説明するのはなんなんですけども、38ページに、今までの経緯というのをつけさせていただいております。この中で、平成27年に地域再生アドバイザーが入って、地域が主体となって宿泊施設を整備しというような計画がかつてございました。この時点のお話のことだというふうに考えます。この時点の中では、奥八田小学校の跡の集会施設の整備プラス地元が別途、こういう宿泊施設を検討したいというお話があったようでございますので、この話は確かにこの時点ではございましたけれども、その後になかなか地元が運営する施設というのは難しいということで、今現在はただの集会施設ということになっておりますので、奥八田の小学校が廃校になりまして、統合になりまして、本来でしたらその場所に集会施設を設けるとするのが第一でございます。ただ、このたびも改めて設計士の方に相談をいたしましたら、あの建物を公共

的なものとして使うには、まず第一に耐震工事が必要である。その上の話ということになりまして、一番最初の平成24年のときからその話はあったというふうに聞いておりますけれども、耐震補強がまず難しいということの中で、新しい施設ということで今現在考えております。その中で、宿泊施設等はありませんので、これはあくまで奥八田地域の皆さんが、まず集まって活動するというところでございますので、収入がある施設ではございません。よくあるコミュニティセンターみたいなものですので、この施設は町が建てまして、地元が運営していくような、最終的な形には持っていきたいと考えておりますけれども、あくまで地元の活動を中心としたものとなります。今現在確定ではございませんけれども、各地区の集落支援員の活動の中では、地区公民館を活動したということを考えておりますので、奥八田につきましては、逆に集落支援員の施設に、整備ができましたら公民館活動もあわせて入るといような格好になろうかと思っております。

41ページの図面でございますけれども、上のほうの玄関の隣に事務室というふうに書かせていただいておりますけれども、この事務室のほうに集落支援員等が詰めるという考え方でございますので、あくまで収入があって宿泊施設等、あるいはそういった格好でもうけをする施設がまず第一という前提ではございませんので、その点だけ御説明をさせていただきます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） わかりました。そうすると、いわゆる地域の人たちがただ集まると、そういう集会的なことについて、そういうことになるんだと思います。そういう中で、現在の状況で米印ということで、モデル事業として県の地域再生協働員を活用することとしており、令和3年度からは集落支援員に移行する予定であると。これは県のモデル事業ですから、ここら辺ちょっときちっと説明をしていただきたいんですけど。どういう方たちが、例えば地域の方たちの中からそういう支援員なり、いわゆる協働員ですか、そういう方たちが出てくるのか。そういう人たちが中心になって、一つはこの会館なら会館を運営していくことになるんでしょうか。そのための、当然、そこら辺のところは最低でも、いわゆる指定管理なりそれなりができるのか。指定管理料を出して、例えば運営をしていけるとか、そういう最低の財源はやっぱり要ると思うんです、何ぼいっても。そこら辺のところをどう考えておられるのか。ふるさと館は県からの補助金なり町からのお金も出るわけですから、何とかもってはおるんですけども。今度のこの施設がそういう財源なり人の問題で、どう運営していこうとしてるのか。確かに地域の振興の意味はわかりました。だから、あと、ちょっと人の問題、それから最低限の、当然、費用的なもんが要るわけですから。その点についてちょっと教えてください。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） まず、人の問題ということで、人選でございますけれども、あくまで地域、ここ奥八田地域の中から推薦していただくということで今作業のほうを

進めておりますので、その方が引き続き当たっていただくということになります。地域運営につきましては、今の奥八田の地域の中で活動している組織を中心に、今、組織運営を図るための組織を立ち上げておりますので、既存の組織が中心になると考えますけれども、それを中心に行っていくということになります。議員御指摘のように、この施設ができ上がりましたら指定管理の方向性も示す必要があると思っております。当然、建物自体の経費につきましては、そのものがはっきり確定しないとわかりませんので、令和2年度は実施設計ということになります。実施設計の段階では細かい建物の内容等が出ますので、令和3年度に向けて工事でありますとか、その後の運営のあり方、指定管理をひくくめたスケジュールが告示できると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか、質疑。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 総合整備計画の整備を必要とする事情のところでの説明をちょっと読ませていただくと、整備計画本体は新温泉町前、石橋、岸田、この岸田は田中と岸田と2つで、全部で4地区を主体とした整備計画。それに対して、隣接地として海上辺地、それと青下辺地があるよということで、その青下辺地というのには霧滝を含んでいるという認識でこの構成がされてるのかなと。だから、青下と、それと海上については隣接地であって主体にはなっていないというストーリーかなというふうに読めるんですけども、それが正解かどうかをお聞きしたいなど。

それともう一つは、先ほど旧奥八田小学校の件で耐震補強というお話があったんですけども、耐震補強というと、何かプラスアルファをしなきゃいけないというイメージが多分皆さんお持ちだと思うんですけども、私が地域の方にお聞きした中で、現在、県の建築行政は但馬県民局の中にあるまちづくり課が担当しておられるんですけども、そちらのほうで何か聞き取りか何かをされたということの中で、もともとは3階建ての建物なんですけども、3階を使わないという方法の中での利用ということも検討できるよというような助言をもらわれたと。しかし、町当局としては旧奥八田小学校は使わないという方向の中での方針を出されたというふうに私は認識を持っています。ただ、旧奥八田小学校でも3階を使わないことによる過重減での、言うならば耐震性アップという認識が持てる可能性があること。また、あるいは完全に3階を撤去してしまうという考え方もあります。そういったことについて積極的に利用するっていう方向は、特にプラスアルファをする補強ということではなくて、マイナスをするという補強があるということを再認識いただいた中で有効活用をしていただくということも必要ではないかなと思いますので、そのあたりを含めて認識の確認等をあわせてさせていただきたいと思えます。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） この辺地計画につきましては、ここに記載のとおり、田中



辺地の総合整備計画というふうに上げさせていただいております。この施設が建てられる場所がこの場所でございますので、この田中の辺地計画でございます。ただ、対象となりますのが、先ほど申し上げましたように、奥八田集落全域、全てが辺地計画の対象地でございますので、交付税算入の、先ほどの辺地の交付税につきましては全域での取り組みということで辺地の対象となるという考え方でございます。

耐震につきましては、細かい、そのマイナスの考え方というのは今初めて聞かせていただきました。それがそのままいろんなことに適応できるかどうかというのは、今の時点では回答できませんけれども、いろいろそういったことも含めまして、これからは企画だけの話ではございませんけれども、検討する必要があるというふうに考えます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 田中辺地ということでの総合整備計画ではあるんですけども、一番最初の(1)のところを見ると、前村と石橋と岸田、岸田がこの田中地区と岸田ということになって、海上であったり青下というのはここに出てないことは、私自身はとっても違和感を感じたんですね。その中で、隣接地ということにはなってるんだけどもというお話は今御説明いただいたんですけども、一番最初に出てきてまずいのかなというのを、各地域の人がこれを読まれた中で、要は青下の方であったり海上の方がこれを読まれて、我々はちょっと外れてるのかっていうような印象を持たれるんじゃないかなというふうに私は感じたもんですから、少し違和感を感じたんですけども。それについての皆さんの理解等はできているのかどうか、確認させてください。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 地元の方の理解というよりは、まずは辺地計画が辺地としての財政措置をいただくためのものでございます。辺地の規定がございまして、その施設に対象となる辺地の計画を上げるということで、このたびの辺地計画を上げさせていただいております。このたびの対象地が田中の辺地でございますので、田中辺地としての記載をさせていただいております。取り組みとしては先ほど言いましたように、奥八田全域の取り組みでございますので、ほかの辺地と連携した取り組みをしますので、事業としても辺地債の対象はそこまで及びますということの確認をしているという内容でございますので、あくまで辺地計画は田中辺地の計画ということで、決め事の中でこのように上げさせていただいているというふうに御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第14号

○議長（中井 勝君） 日程第14、議案第14号、新温泉町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、総合的かつ計画的に過疎対策事業を推進するための、新温泉町過疎地域自立促進計画の変更につきまして、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、企画課長が説明をいたします。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 提案理由といたしまして、過疎対策事業推進のため新温泉町過疎地域自立促進計画を変更し、総合的かつ計画的に過疎対策を行うとしております。

次のページから、過疎地域自立促進計画の変更を記載をしておりますけれども、説明の都合上、審議資料の71ページをごらんいただきたいと思っております。このたび6項目の変更を上げているところでございます。新温泉町過疎地域自立促進計画変更理由書ということでつけさせていただいております。事業区分の、まず1の産業振興の(2)漁港施設でございます。町営漁港整備事業といたしまして、理由を書かせていただいております。漁港機能を適正に確保し、漁港利用者の利便性の向上を図るため、老朽化し洗掘されている小三尾漁港の東防波堤の保全工事を実施するというものでございます。2つ目が、(8)の観光またはレクリエーションの区分でございます。駅前周辺整備事業といたしまして、浜坂駅の活性化と快適な利用空間を創出するため、商工業者及び地域住民の交流拠点施設である商工会館駐車場を整備するというものでございます。次に、観光施設整備事業といたしまして、農村都市交流の拠点である上山高原ふるさと館での自然体験や環境学習等を、天候にかかわらず安定的に供給し、体験活動を充実させるため、館内の空調設備を整備するものでございます。

次に、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進で、林道の区分でございます。林道保全整備事業でございます。森林の適正な管理と効率的かつ安定的な林業運営を推進するため、損傷の激しい林道施設、林道橋でございますけれども、保全整備事業を実施し長寿命化を図るものでございます。

次のページでございます。生活環境の整備、消防施設でございます。事業名といたしまして、消防・救急車両更新事業（ポンプ車2台、高規格救急車2台、タンク車1台、指揮車1台、広報車1台）の負担金でございます。今回は指揮車と広報車の追加ということになります。火事や緊急時における常備消防組織を維持し、住民の安全・安心を図るため、美方郡広域事務組合に拠出し、消防車両等の更新を行うものでございます。

次に、教育振興、集会施設、体育施設等、図書館の項目でございます。図書館施設整備事業として、地域の身近な学習活動の拠点施設である町立加藤文太郎記念館図書館の機能維持を図り、生涯学習を推進するため、開館後25年が経過し老朽化が著しい空調設備の更新を行うものでございます。

次のページに、73ページでございますけれども、変更の事業箇所の位置図、6カ所の位置図を添付をしております。

議案に返っていただきまして、計画の変更ということで、1枚めくっていただきますと変更前、変更後の対比をつけさせていただいております。一番右の備考欄に事業内容の追加と書かせていただいている部分が追加の変更内容でございます。1ページ目の上から3行目に、町営漁港整備事業、観光またはレクリエーションの欄の下から2つ目に駅前周辺整備事業、一番下に観光施設整備事業。ページ数は打っていませんけれども、1枚めくっていただきまして、4ページ目の一番下でございます。林道区分の中に林道保全整備事業の追加でございます。また、1枚めくっていただきまして、6ページ目に、5番、消防施設の中に消防・救急車両更新事業といたしまして、指揮車1台、広報車1台がアンダーラインで示させていただいておりますけれども、この部分が事業内容の追加でございます。1枚めくっていただきまして、一番最後のページでございますけれども、集会施設、体育施設等図書館並びに図書館施設整備事業ということで、事業名及び事業内容の追加をするものでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 今回の過疎地域自立促進計画の変更ということのをされたということは、当然、目的があってということで、単に文面化されていないからというわけではないと認識するんですけども、これはある意味での財源のメリットを想定されていると思うんですけども、それについての御説明がなかったようなので、もしもそういったことを想定されているのであれば御説明いただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 過疎計画に記載をして実施しますと、過疎債の対象として事業のほうを考えております。充当につきましては100%充当の70%の交付税ということでの対象となる事業でございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 1 5 議案第 1 5 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 5、議案第 1 5 号、鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するための協議をするため、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、企画課長が説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更についてでございます。提案理由といたしまして、鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するための協議をするためとしております。

次のページに協議の協約の内容を載せておりますけれども、説明の都合上、審議資料の 7 4 ページをごらんいただきたいと思います。このたびの変更の内容につきましては、この連携中枢都市圏へ香美町が加入をするということについてでございます。因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏への香美町の加入についてということで記載をさせていただいております。まず、1 番目に、連携中枢都市圏の今現在の推進状況でございます。平成 3 0 年度から因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏を形成し、新温泉町はビジョンに掲載する 9 0 事業のうち 7 2 事業について連携して取り組んでまいりました。一方で、麒麟のまち圏域として香美町を含む圏域においても、地域連携 D M O、一般社団法人麒麟のまち観光局での取り組みなど、さまざまな取り組みを進めてまいっております。さらに、令和元年 5 月 2 0 日には、圏域に受け継がれます麒麟獅子舞が日本遺産に認定され、新たな観光ブランドとして圏域の活性化が期待されるところでございます。このた

び、香美町が因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏に加わることになり、連携中枢都市圏と麒麟のまち圏域が一体となり、圏域の一体感がさらに高まることが期待されております。具体的には、香美町と鳥取市が連携協約を締結することとなります。香美町の事業が加わったビジョンの改訂版を策定し、令和2年度から新たな取り組みを進めていくということになります。

2といたしまして、因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョン改定の内容ということで記載をさせていただいております。香美町が参画し実施する事業、新規に連携する事業を追加するものでございます。連携中枢都市圏の名称につきましては、引き続き因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏を使用いたします。

3として、スケジュールを記載しております。令和2年2月13日に麒麟のまち創生戦略会議において、香美町が加入を表明されました。2月18日に連携中枢都市圏ビジョン懇談会において説明・協議を行っております。2月下旬から3月上旬ということで、今でございますけれども、各町議会への提案、町議会での議決ということでお願いをしているところでございます。3月下旬に連携協約の締結式、同じく3月下旬に連携中枢都市圏ビジョン策定・公表の予定でございます。

75ページに鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約、今現在のを添付させていただいております。この第1条、目的の上、この間の6行でございますけれども、これが前文に当たります。この前文の中の4行目に、黒くアンダーラインを引かせていただいております。「兵庫県美方郡新温泉町」と書いておりますけれども、この「兵庫県美方郡」の次に、「香美町及び」を加えるものでございますので、このたびの香美町の加入によりましてこの文言が「兵庫県美方郡」の次に「香美町及び」ということで、「新温泉町」というふうに行く文面になるものでございます。

議案に返っていただきたいと思っております。鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更する協約でございます。鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約（平成30年新温泉町告示第36号）の一部を次のように変更するものでございます。前文中「兵庫県美方郡」の次に「香美町及び」をつけ加える。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 質問ばかりして済みません。私は連携中枢都市圏、要は鳥取市を中核市とする連携中枢都市圏については、当初、因幡・但馬麒麟のまちという表現使ってなかったように思ってるんですけども、これ、最初からあったんでしょうか。私は鳥取連携中枢都市圏というふうに認識してて、私の会社のホームページにもそういう表現を使ってるもんですから、最初からこれがあったのかなというのがちょっと一つ

疑問を感じるので確認をさせていただきたいと思います。

それと、あわせて、今回変更になる協約の文面の中で、「鳥取市及び」の次に岩美町が来て若桜町が来て智頭町が来て八頭町という格好になってます。今回、美方郡については、香美町が来て新温泉町が来る、この人口の差ということであれば鳥取県側の町についてはそれには該当しないし、新温泉町が後になる理由というのはどうなのかなということ。別に、後ろになったから腹立ってるわけでは何でもないんですけども、疑問に思われる方は多分おられるんじゃないかなという気がしますので、そういった意味の中で説明ができることを私も知っておきたいと思いますので、そのあたりについて御説明をいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 最初からこの名称かということでございます。そのとおり、最初からでございます。多分、連携中枢都市に移行する前の話を若干されているのかなと思いますけれども、連携中枢都市は最初からこの名称で動いております。

次に、順番の話でございますけれども、「兵庫県美方郡」の前に後から入る「香美町」が来るわけでございますけれども、この並びにつきましては約束事として行政順ということで、その行政順の順番に並べるといえることがあるようでございますので、そのようになるということでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第16号 及び 日程第17 議案第17号

○議長（中井 勝君） 日程第16、議案第16号、町道路線の廃止について、日程第17、議案第17号、町道路線の認定についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第16号、町道路線の廃止について及び議案第17号、町道路線の認定についての2件につきましては、大庭地区県営土地改良事業に伴う町道のつけかえにより、道路の適切な維持管理及び機能的な整備を図るため、道路法の規定に

基づき、町道路線の認定並びに廃止につきまして、議会の議決をお願い申し上げます。

内容につきまして、建設課長が御説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。要領よく。

○建設課長（山本 輝之君） 議案第16号、町道路線の廃止について並びに議案第17号の町道路線の認定について、あわせて説明させていただきます。このたび、路線の廃止と認定をお願いする理由としましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、県営土地改良事業に伴う町道のつけかえにより町道の見直しを行うものでございます。戸田の大庭地区のほ場整備事業が完了し、換地処分が整いましたので、関係する町道のつけかえ、2路線の整理を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料の76ページ、77ページをお願いしたいと思いますが、廃止及び認定路線網図でございます。まず、76ページでございます。A4横の図面でございますが、道路廃止路線網図でございます。上が北になります。北側がJRの線路、東が岸田川堤防となりまして、南と西が県道竹田指杭線と旧の県道浜坂井土線。今、浜坂道路が開通しましたので国道178号ということになっておりますが、これらに囲われました戸田のほ場整備の区域になります。このたび廃止となります路線は、ほ場整備内の町道2路線で、北側から、戸田12号線と戸田13号線となります。まず、北側の戸田12号線ですけれども、区間は図面上側の黒丸が起点となりまして、括弧書きのほうでございます、戸田字矢田1番地先、これが起点になります。起点から、波線がほ場整備前の線形になりますが、その線形の、いきまして、図面の中央になります。矢印の三角部分が終点となりますので、上から3段目の括弧書きになります戸田字矢田24番1地先、これが終点ということでございます。延長は283.7メートルの区間でございます。次に、南側の戸田13号線でございます。区間は図面の下の黒丸が起点となりまして、括弧書きのほうで戸田字寺田46番1地先、起点から、同じく波線ではほ場整備前の、これは線形になります。図面中央の、矢印の三角までで終点となりまして、上から4段目の括弧書きの戸田字雲分72番地先、これが終点でございます。延長は202.9メートルの区間でございます。

続きまして、認定をお願いする区間でございます。同じ内容になりますが、77ページの道路認定路線網図をごらんいただきたいと思います。認定路線はほ場整備後の線形となりまして、実線ということになります。まず、北側の戸田12号線ですけれども、区間は図面の上方の黒丸が起点となって、戸田字矢田701番地先、起点から、実線表記で図面中央の矢印の三角部分が終点となりますので、一番上の戸田字矢田704番3地先、終点まででございます。延長は377.5メートルの区間でございます。次に、南側の戸田13号線でございます。区間は図面下側の黒丸が起点となりまして、一番下に表示しております戸田字寺田46番1地先、起点から、実線表記で図面中央の矢印の三角部分が終点となりますので、上から2段目の戸田字雲分710番1地先、終点まででござ

ざいます。延長は264.1メートルの区間でございます。このたび、起点または終点が変わることから路線の廃止、認定が必要となったものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括で行います。いいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑ないようです。議事の都合により、討論、採決は議案ごとに行います。

議案第16号、町道路線の廃止についてを討論を省略して採決したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、町道路線の認定についてを討論を省略して採決したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第18号

○議長（中井 勝君） 日程第18、議案第18号、公の施設に係る指定管理者の指定について（七釜温泉ゆーらく館）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、七釜温泉ゆーらく館の指定管理者に七釜区を指定するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それでは、議案第18号、公の施設に係る指定管理者



の指定について御説明をいたします。令和2年3月31日付で15年間の指定管理協定が終了する七釜温泉ゆーらく館につきまして、新温泉町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第4号を適用しまして、第4条により引き続き指定管理協定に基づいて、七釜区を指定管理者として御提案をするものでございます。

審議資料の78ページから91ページまで、基本協定書を掲載させていただいておりますのでごらんをいただきたいと思っております。81ページをごらんください。基本協定書といたしまして、新温泉町を甲とし七釜区を乙として管理に係る基本協定を締結するとしております。七釜温泉ゆーらく館は七釜温泉の泉質と効能を生かして観光客の増加につながるよう地元の七釜区が建設を要望し、ふれあい・やすらぎ温泉地施設事業として整備をした施設でございます。七釜区はその理念を理解をして、七釜温泉の利活用や地域住民へのサービス、町の観光振興のため施設運営に積極的に取り組んでおり、15年間にわたる施設の管理状況は特に問題となる事項は発生をしておりません。今後も利用者数を維持しながら、地域に密接した効果的な運営管理ができるものとして契約を締結したいと考えております。

協定書の内容でございますが、第1章として総則、第1条では本協定の目的として、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的としてしております。第7条の指定期間でございますが、第1項で令和2年4月1日から令和17年3月31日までの15年間としております。

次に、82ページをお願いいたします。第2章第8条では本業務の範囲として、利用に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務等を規定をしてしております。第9条では本業務の実施として、条例等の関係法令により業務を実施することとしております。

次に、83ページをお願いします。第3章では備品等の扱いについて規定をしてしております。第15条では別表1に示す備品を無償で貸与するなど、備品の適正管理や指定管理者による購入、自己調達、故意や過失による毀損の際は弁償することを規定をしてしております。

次に、第4章、業務実施に係る甲の確認事項でございます。第17条、18条で事業計画書及び業務報告書の提出について規定をしてしております。第19条では町が随時、業務の確認や収支状況について確認をし、また改善勧告ができることとしております。

第5章の利用料金でございます。第20条では利用料金収入の取り扱いで、本施設の利用料金を指定管理者の収入とすることができるとしております。第21条では利用料金を条例で規定する利用料金の範囲内としております。

次に、第6章、損害賠償及び不可抗力としてでございます。第22条、23条は損害賠償について。第24条で指定管理者が加入すべき保険について。第25条、26条、85ページの第27条では不可抗力発生時の対応と費用負担について規定をいたしております。

次に、第7章、指定期間の満了については、事務の引き継ぎ等について規定をしてお

ります。

86ページでございますが、第8章、指定期間満了以前の指定の取り消しにつきましては、第31条から34条まで指定の取り消しと業務の停止についての規定を記載をしております。

87ページです。第9章、その他で、第35条権利・義務の譲渡の禁止について規定をしております。第36条では甲と指定管理者が本業務を円滑に実施するために、連絡調整会議を設置するということを定めております。第37条は本業務の範囲外について、指定管理者の責任と費用で自主事業が実施できることとしております。第39条では甲乙協議の上、基本協定を変更することができるかと定めております。なお、この指定管理に係る指定管理料はゼロ円でございます。

それでは、議案書に戻っていただきまして、1、公の施設の名称は、七釜温泉ゆーらく館。2、指定管理者となる団体の名称は、七釜区区長、今崎光夫氏です。3、指定の期間、令和2年4月1日から令和17年3月31日でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもちまして散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次は、3月17日火曜日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後2時24分散会

---